

はじめに

甲賀市では、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成16年(2004年)12月に策定し、平成17年(2005年)11月には「甲賀市市民憲章」を制定しました。また、同年12月には「甲賀市人権尊重の都市(まち)宣言」を発しました。

これまで「甲賀市人権教育基本方針」、「甲賀市同和教育基本方針」に基づき、就学前・学校教育では「甲賀の人権教育基底プラン」を策定し、学校・園を通して系統的・継続的・発展的な人権学習を進めてきました。

また、昨今の人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、平成28年度で終期を迎えた「甲賀市人権総合計画」、「甲賀市同和対策基本計画」、「甲賀市人権教育基本計画」と「甲賀市人権教育基本方針」、「甲賀市同和教育基本方針」を統合した「甲賀市人権に関する総合計画」を平成29年(2017年)7月に策定しました。

今日の子どもを取り巻く状況を見たとき、子どもの貧困問題や生育環境などに起因する自尊感情の低い子ども、人間関係の構築が苦手な子どもなどに対し、学校や園における教育活動全体を通じて、自尊感情やコミュニケーションの力などを高めていかなければならないといった課題が浮き彫りになっています。

加えて、平成20年(2008年)3月に公表された「人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕」において、さまざまな人権問題解決に向け実践化できる人権教育を推進することの重要性もあげられています。

そこで、この度、新しい「甲賀市人権に関する総合計画」に基づき、就学前・学校教育における人権教育を総合的に推進するための方向性や視点を示した、「甲賀の人権教育基底プラン改訂版」を策定しました。学校・園における人権教育指導の手引きとして、本基底プランを有効に活用いただき、より一層の人権教育の充実が図られることを願います。

平成29年(2017年)7月

甲賀市教育委員会

教育長 山下 由行



もくじ

1	基底プラン策定の趣旨	4
2	学校・園 人権教育推進全体構想	5
3	人権教育の考え方	
	(1) 同和教育の深まりから人権教育の広がりへ	6
	(2) 同和教育の取り組みと人権教育の4つの側面	6
	(3) 人権教育の4つの側面	7
4	人権教育がめざすものとその手法	
	(1) 人権教育がめざすもの	8
	(2) 人権教育の手法	8
	(3) 普遍的な視点からのアプローチ	
	① 人権を普遍的な視点から学習する目的	10
	② 普遍的な視点からの学びのねらいとポイント	11
	〔自尊感情・自分らしい生き方(エンパワメント)・コミュニケーション能力(アサーション)〕	
	(4) 個別的な視点からのアプローチ	
	① 人権を個別的な視点から学習する目的	14
	② 重要課題におけるねらいとポイント	15
	〔女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・インターネットによる人権侵害・性の多様性〕	
	③ その他のさまざまな人権問題について	23
5	人権尊重の視点からの学校・園づくり	
	(1) 育てたい資質・能力	25
	(2) 子どもを見る視点	26
	(3) 発達段階に応じた人権教育・保育の視点	
	① 人権教育・保育系統表	28
	② 就学前における人権教育	30
	③ 小学校における人権教育	32
	④ 中学校における人権教育	34
	⑤ 部落史・部落問題学習系統表	36
■ 資 料		
	甲賀市人権尊重のまちづくり条例	40
	甲賀市人権尊重の都市宣言	41
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	42
	性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について	43
	在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針	46
	在日韓国・朝鮮人児童生徒にかかわる就学事務等の取扱いについて	48
	外国人児童生徒に関する指導指針	49
	人権に関わる主な国際条約と日本国内の法整備図	51
	用語解説	53

1 基底プラン策定の趣旨

1 「甲賀市人権に関する総合計画」のもとに取り組みます。

甲賀市がこれまで推進してきた取り組みをふまえ、「甲賀市人権に関する総合計画」の基本理念である『命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか』をめざして取り組みます。

2 同和教育の成果や取り組みをふまえ、「いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人が輝く人権教育」をすすめます。

人権教育の取り組みを通して、あらゆる人権問題を解決していく保育・教育を推進します。

3 人権教育推進の手法を明確にし、共有します。

2つのアプローチを通して、人権教育を総合的に推進します。

○普遍的な視点からのアプローチ

人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学び

○個別的な視点からのアプローチ

個別的な人権問題についての学び

4 人権教育を通してつけたい力を明確にし、共有します。

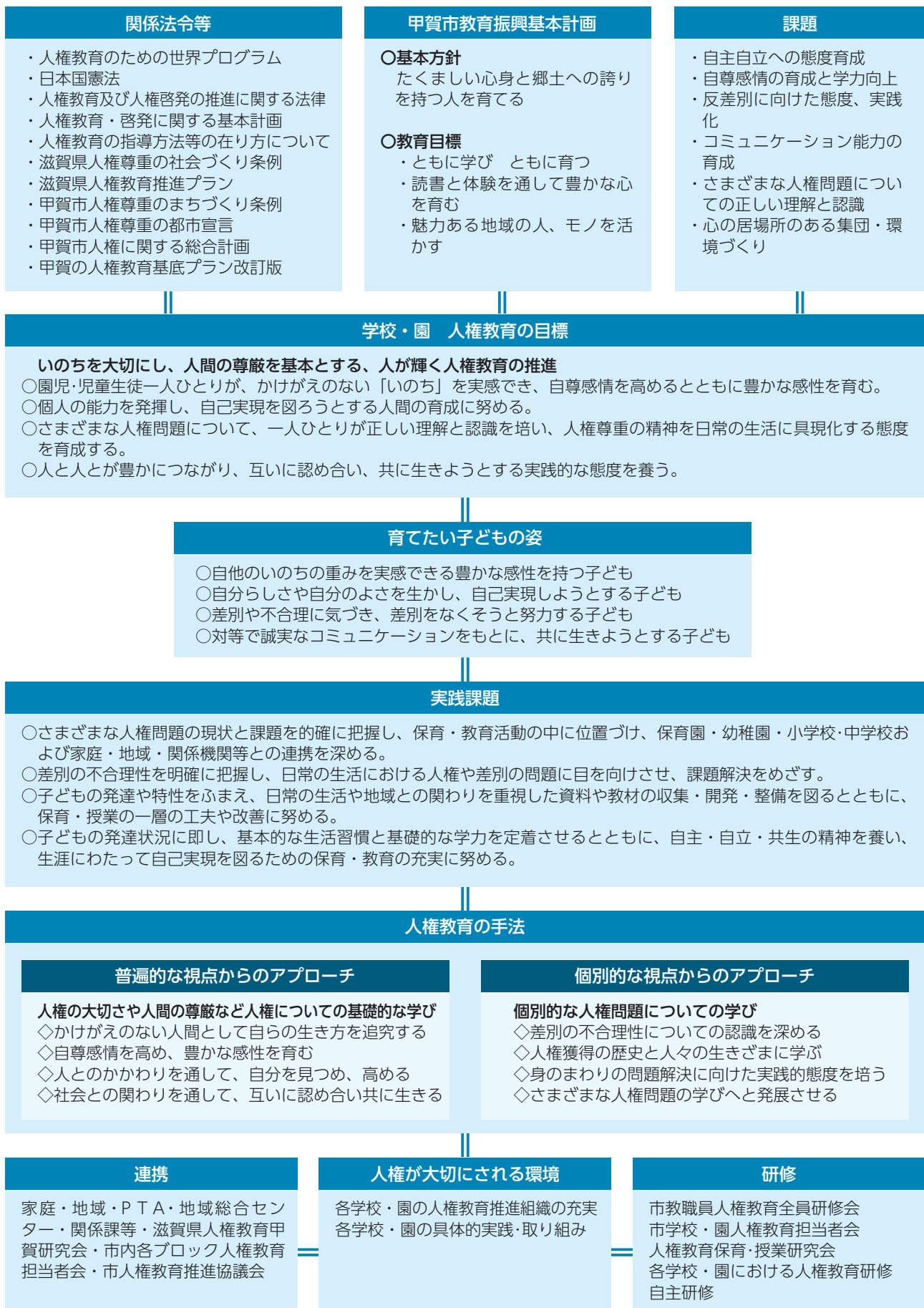
3つの側面（「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」）をバランスよく身に付ける保育・教育の充実を図ります。

5 各学校・園の経営に反映させるとともに、検証と交流を行います。

人権を基盤に据えた学校・園の経営を促進します。

市や各ブロックにおける人権教育担当者会において、人権教育に関する情報の交流を推進するとともに、保育・授業研究会での実践検証や研究協議の充実を図ります。

2 学校・園 人権教育推進全体構想



3 人権教育の考え方

(1) 同和教育の深まりから人権教育の広がりへ

人権教育は、国際的には、さまざまな人権条約など国際的な人権基準の実現をめざして展開される教育です。日本においては、基本的人権が尊重される社会の実現をめざして、これまで同和教育が人権教育をリードしてきた経緯があります。すなわち、同和教育は、学校教育および社会教育の分野において、同和問題の解決を図ることを目的に取り組まれてきましたが、その経緯においての学びや取り組みは、さまざまな人権問題解決に向けた学びや取り組みに深く通じています。よって、その理念をふまえた取り組みを通して人権尊重の精神を貫く社会の実現をめざしてきました。

こうした教育の成果をさらに広げ、人権文化^{*}という普遍的な文化を構築すべく、その取り組みを通して、あらゆる人権問題を解決していくことが重要です。

人権文化
とは

全ての人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性・感性の両面から理解を深めるとともに、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重するという行動様式が社会の隅々まで浸透している状況のことをいう。

(2) 同和教育の取り組みと人権教育の4つの側面

教育の目的

人権尊重の地域教育集団づくり（地域に誇りを持ち、地域を変えていく活動）

教育の保障

学力保障（学習確立をめざす学力の保障）

進路保障（自己実現をめざす進路の保障）

教育の内容

部落問題学習（部落差別をなくすための知識、意志、行動力を育む活動）

平和、環境などグローバルな課題との結びつき

教育の環境

仲間づくり（自他の生命を尊重し、互いを認め合うつながりをめざす活動）

以上のような取り組みを進めてきた同和教育は、諸外国で取り組まれている様々な人権教育の取り組みから、その理念や概念・手法を幅広く取り入れるようになりました。こうした同和教育の「目的」「保障」「内容」「環境」を「4つの側面」として普遍化し、創造・発展させたものが人権教育です。

同和教育と人権教育との共通性や発展性を見ていくと、次のように人権教育の4つの側面が整理できます。

(3) 人権教育の4つの側面

1 人権のための教育

教育の目的 education for human rights

社会の中に、豊かな人権文化を築く力と資質を持った個人を育てること

家庭、園、学校、地域、企業等において、人権を尊重する人を育てること、本来の力を発揮して自己実現を図るとともに、周りの人と豊かにつながり共に生きようとする人を育てることが目的です。

2 人権としての教育

教育の保障 education as a human right

教育を受けることが人権であるということ

単に教育の機会均等にとどまらず、社会的弱者や被差別の立場におかれた人々をはじめ、あらゆる人々の自己実現を可能にする質の高い保育・教育を実現しなければなりません。

3 人権についての教育

教育の内容 education on or about human rights

人権について学ぶこと

人権や差別問題についての学習にとどまらず、より本質的な目標に向かって取り組むことが重要です。人間とは何か、世界とはどういうものか、異文化とは何か、人間にとって自然とは何かといった根本的なレベルにおいて、より知的で批判的な認識を育てることが求められています。

4 人権を通しての教育

教育の環境 education in or through human rights

学習過程そのものが人権が守られた状態で展開されること

保育者・指導者と子どもの関係性、学校・園や学級の雰囲気などから、施設や設備、保育・教育システムに至るまで、子どもたちが生活し学び、過ごす学校・園という環境が人権文化に満ちたものであることが重要です。

「4つの側面」は、並列の関係ではありません。「人権のための教育」が人権教育の目的をあらわしており、その目的に向けて「人権としての教育」「人権についての教育」「人権を通しての教育」の3つが取り込まれるという関係にあります。人権教育には、人権尊重の精神を基盤として行われる教育という広い意味があり、すべての教育の中に人権教育の目的や課題を位置付けて推進していきます。

4 人権教育がめざすものとその手法

(1) 人権教育がめざすもの

- ◆ 人権を尊重する人間を育てること
- ◆ 本来もっている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること
- ◆ 人と人とが豊かにつながり、共に生きること

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発推進に関する法律第2条による）をいい、人権に関する知識や人権感覚の健全な働き、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざすものです。

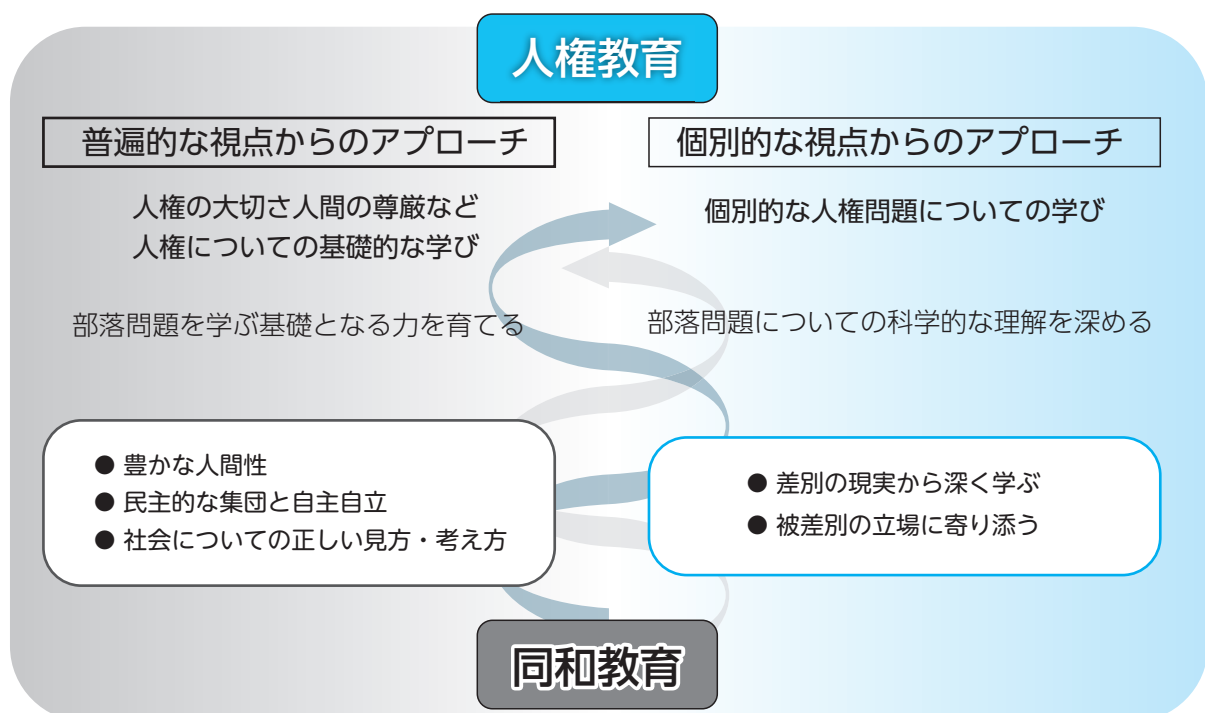
また、すべての人が本来持っている個人の能力、自分らしさを発揮し、互いを認め合い、支え合いながら人と人とが豊かにつながり共に生きることがめざします。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる地域社会をつくるため、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重される活動を実現していきます。

(2) 人権教育の手法

平成14年（2002年）3月に国において閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、『人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる』とされています。

人権教育を推進するにあたり、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての普遍的な教育・啓発と個別課題についての教育・啓発を互いに関連させることで、複雑な人権問題に対応し、取り組んでいきます。



人権教育がめざすもの

- 人権を尊重する人間を育てること
- 本来もっている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること
- 人と人との豊かにつながり、共に生きること

普遍的な視点からのアプローチ

自尊感情

違いと認め合い

いのち・自然・感性

コミュニケーション能力
(アサーション)

自分らしい生き方
(エンパワメント)

平和への貢献

環境・まちづくり

身近な人権問題

いじめ・差別の構造

多様性・共生

対等な関係

もめごと解決

メディアリテラシー

市民教育

権利と責任

法の下での平等

ワーク・ライフ・バランス

個別的な視点からのアプローチ

女性

子ども

高齢者

障がいのある人

同和問題

アイヌの人々

外国人

HIV 感染者・ハンセン病元患者等

刑を終えて出所した人

犯罪被害者とその家族

インターネットを悪用した人権問題

北朝鮮当局による人権侵害問題

ホームレス

性的指向を理由とする差別

性自認を理由とする差別

人身取引

東日本大震災に起因する人権問題

(3) 普遍的な視点からのアプローチ

1 かけがえのない人間としての生き方を追求する。

実践上の留意点

- 命の大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ。
- 「生きること」や「身近な生活」と人権との関わりに気づく。
- 人権の意義について考える。
- 「人権を守るということ」について考える

2 自尊感情[※]を高め、豊かな感性を育む。

実践上の留意点

- 相手を理解するため、自分の意志、感情、行動について知る。
- 自分の長所・短所を含め、ありのままの自分自身を見つめ、自尊感情を培う。
- 自然や生命に対する畏敬の念や行動する心など柔らかな感性を培う。
- 家族や仲間、さまざまな人に支えられていることに気づく。

3 人とのかかわりを通して、自分自身を見つめ、高める。

実践上の留意点

- 「心の居場所」のある集団・環境づくりをすすめる。
- 自分を豊かに表現する力を育てる。
- 人と豊かにかかわる力を身につける。
- 自分のもちあじを知り、可能性を伸ばす。
- 人との関わりを通して、さまざまな人の思いや願いを受けとめる。

4 社会との関わりを通して、互いを認め合い共に生きる。

実践上の留意点

- 体験的な学習を通して価値観や世界観を豊かにする。
- 人権に関する歴史について学ぶ。
- 情報・こと・ものとの関わりから学ぶ。
- 社会のしくみや世界を見通す視点を持つ。
- 互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす。

①人権を普遍的な視点から学習する目的

人権を普遍的な視点から学ぶことの目的は、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びを進めることにあります。

人権とは人間だれもが生きていく上で欠くことのできない、日常の生活に直結しているものです。どの人にとっても安心・自信・自由の場が保障され、夢や希望をもって社会参加していくための環境ができているのかという視点を持ち、「日常のあらゆる場面において、社会の有り様や自分自身の生き方を見つめ直すこと」ととらえるアプローチが必要です。

②普遍的な視点からの学びのねらいとポイント

自尊感情

ありのままの自分自身を受けとめ、
自分をかけがえのない存在としてそのまま認める感情。

ねらい

- 命の大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ。
- 自分の長所・短所を含め、ありのままの自分を見つめ、受けとめる。
- 自然や生命に対する畏敬の念や行動する心など柔らかな感性を培う。
- 家族や仲間、さまざまな人に支えられていることに気づく。
- 自分を豊かに表現する力を育てる。
- さまざまな共有体験の積み重ねを通して共に生きる信頼感と自尊感情を培う。

ポイント

園

- ・食事、排泄、睡眠などの基礎的な生活のリズムを身につける。
- ・抱かれたり、あやされたり、語られたりして安心を持って過ごすことができる。
- ・自分がしたい遊びを見つけて喜んで遊ぶことができる。
- ・自分の身体に興味や関心を持ち自分の身体を大切にすることができる。
- ・まわりの人から大切にしてもらっていることを感じることができる。

小学校

- ・自分の生活や成長には、家族等多くの人の支えがあることを感じとることができる。
- ・自分の長所や短所を含め、ありのままの自分を肯定的に受けとめることができる。
- ・家庭や学校において自分の役割を知り、自分のできることを発揮しようとする。
- ・多くの人の生きざまに学び、自らの生き方について考えることができる。

中学校

- ・ありのままの自分自身を見つめ、その存在が価値あるものと実感し、自分の可能性を伸ばそうとする。
- ・自分が周囲とともに存在し、社会を形成していく一員として自立していこうとする。
- ・他者からの情報や意見を取り入れ、多角的にものごとを見る姿勢を持ち、生きる喜びと自己の存在の尊さに気づくことができる。



自尊感情のはぐくみ

心理学者の近藤卓さんは、「基本的自尊感情は、成功や優越とは無関係の感情です。いわば、あるがままの自分自身を受け入れ、自分をかけがえのない存在として丸ごとそのまま認める感情です。（中略）この感情こそが、自尊感情の基礎を支える大切な感情なのです。」と述べています。（「子どもの自尊感情をどう育てるか・近藤卓著」引用）

人は、時として落ち込んだり悩んだりすることがあります。でも私自身はここに生きています。ここにいて私をすべて受け入れ認めることは、とても大切なことです。

自尊感情を育てるためには、私と周りの人たちとの信頼関係を築くことが大切であり、家庭や園・学校・地域でのあらゆる生活の場面で、私と周りの人々との様々な共有体験の積み重ねが必要です。

自分らしい生き方 (エンパワメント)

誰もが本来もっている力を十分に発揮できる社会をめざすとともに、外からの抑圧に傷つけられ壊されてしまった自分の力と尊厳を回復すること。

ねらい

- 「人権の意義」「人権を守ること」について考える。
- 自分の意志、感情、行動について知る。
- 自分のもちあじを知り、可能性を伸ばす。
- 「心の居場所」のある集団・環境づくりをすすめる。
- 体験的な活動を通して価値観や世界観を豊かにする。
- 社会のしくみや世界観を見通す視点をもつ。

ポイント

園

- ・身近なものや自然に親しみ、生命の大切さを感じ取ることができる。
- ・自分の意志や要求など自己主張が受け入れられ安心して過ごすことができる。
- ・保育者や友達と一緒に過ごす楽しさを味わうことができる。

小学校

- ・社会のしくみを知り、自分の良さを見つけ、能力と個性を伸ばすことができる。
- ・人間関係のゆがみ、偏見、差別を見抜くことができる。
- ・様々な情報を自分の中で整理し、自他ともに納得できるような結論を考えることができる。
- ・様々な人々の生きざまに学び、人の生き方について思いを馳せることができる。

中学校

- ・差別を許さず、差別を見抜く感性と様々な人の思いや願いを共感的に受けとめることができる。
- ・自らの尊厳と権利の主体者としての実感を持ち、自身の生き方を自分で決めていけるようにする。
- ・個々の違いに気づき、認め合い肯定することで、すべての人と豊かにならうとする。



エンパワメントと人権

【「エンパワメント」ということを、誤解を恐れずにあえてひとことというならば、「力をつける」のではなく、「力を回復する」といった方がずっと本来の意味に近いです。「エンパワメント」の考え方というのは、人というのは、生まれながらにしているんなパワーを持っているというふうに考えるのです。これが大前提です。生まれたばかりの赤ちゃんでも、大変強い生命力を持っているのです。】（「エンパワメントと人権・森田 ゆり 著」引用）

私たちは本来持っている力を様々な外的な抑圧によって発揮できなくなってしまいます。

また、外的な抑圧を受けているうちに「自分にはむりだ」「どうせ自分なんか」などと、自信をなくしやる気を失ってしまいます。自分で自分を抑圧してしまうようになります。いわゆる内的抑圧が本来の個性、感性、生命力、能力を閉じ込めてしまいます。

エンパワメントとは、そうした外的抑圧、内的抑圧を取り除いていくことをねばり強く取り組んでいくことで、わたしたちが本来持っているみずみずしい生命力、自信、可能性を呼び起こすことになります。

コミュニケーション能力 (アサーション^{*})

自分も相手も大切にして自己表現をすること。

ねらい

- 「生きること」や「身近な生活」と人権の関わりに気づく。
- 相手を理解するため、自分の意志・感情・行動について理解する。
- 自分を豊かに表現する力を育てる。
- 人とのかかわりを通して、様々な人の思いや願いを受けとめる。
- 情報・こと・ものとの関わりから学ぶ。
- 互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす。

ポイント

園

- ・安心できる環境のもとで見る、聞く、触れるなど感覚を豊かにする。
- ・保育者との信頼関係の中で自分の気持ちや思い、感情を安心して表すことができる。
- ・友達を気にかけて、喜びや悲しみを共感することができる。
- ・生活の中で出会う人、もの、ことに興味をもってかかわることができる。
- ・親しみをもってあいさつができる。

小学校

- ・自分の思いや感情、考えに気づくことができる。
- ・身近な人と親しみをもつてかかわろうとすることができる。
- ・他の人の思いや感情、考えを尊重して聴いたり、自分の思いや感情、考えを伝えたりすることができる。

中学校

- ・自分のものの見方や考え方に気づき、自分の思いや感情、考えを相手に伝えることができる。
- ・相手の話すことをよく聴き、相手のものの見方や考え方を理解しようとする。
- ・ものの見方や考え方の背景について考えることができる。
- ・自分の思いや感情、思考、考え方について他者を尊重した方法で伝えることができる。

column

アサーションの実践

行動心理学者ジョセフ・ウォルビが開発したアサーショントレーニングは、自分ならびに他者の権利を尊重しながら、自分の感情や思考、考え方などを相手に攻撃的、非主張的（受け身的）にならずに伝えていく方法で、特定の場面だけでなくアサーティブな行動がとれる場を増やしていくトレーニングです。これらは日本でもアサーションとして広まり、コミュニケーションの取り組みとして実践されています。このアサーションを実践するにあたり、自分のものの見方や考え方が大きく関係しています。自分のものの見方や考え方の背景（個人的な背景、社会的な背景）を見つめ、その見方や考え方について考えることによりコミュニケーションがより豊かになります。

私たちは一人では生きることができません。家族や隣人、学校や園、地域や職場、社会の多くの人とともに生きています。そこでは互いに認め支え合うことが必要であり、相手を尊重し互いに理解し合うことが求められます。そこで、必要なのは、自分も相手も大切にするコミュニケーションです。学校や園、家庭や地域でこうした実践を積み重ねていくことが大切です。

(4) 個別的な視点からのアプローチ

1 差別の不合理性についての認識を深める。

実践上の留意点

- 合理的なものの見方・考え方を身につけ、差別を見抜く感性を養う。
- 被差別の立場に寄り添い、共感的に理解する。
- 偏見や差別につながる人間の意識や社会のあり方について考える。

2 人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ。

実践上の留意点

- 人権獲得の歴史について学ぶ。
- 差別と闘う人々の生きざまに学ぶ。
- 個別的な人権問題の背景について学ぶ。

3 身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う。

実践上の留意点

- 自分の生き方と結びつけて考える。
- 日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気づく。
- 人権に関する課題の解決に主体的に関わる。

4 さまざまな人権問題の学びへと発展させる。

実践上の留意点

- 地域の実態に即して、さまざまな人権の切り口から具体的に学ぶ。
- 個々の学びをさまざまな人権問題への学びに発展させる。

①人権を個別的な視点から学習する目的

さまざまな人権問題を個別に学ぶ目的は、それぞれの問題についての正しい理解と認識の基礎を培うとともに、解決を目指して主体的に関わろうとする実践的態度を育てることにあります。

目の前にある身近な個別課題は、広く国や世界の課題とも密接に関わっています。どの問題を取り上げても、そこから見えてくる課題をきちんととらえると同時に、すべてに共通する「人が人を支配したり排除したりする差別」の存在に気づくことができる取り組みが大切です。

②重要課題におけるねらいとポイント

女性

あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会づくりのためにどう生きていくかを学び、自分らしく生きることを尊重し合うこと。

ねらい

1

女性ということで、社会的不利益や差別・偏見が続いている現実とその不合理性に気づく。

2

女性の権利獲得のために立ち上がった人たちの生きざまを通して、男女が平等に参画できる社会づくりのためにどう生きていくかを学ぶ。

3

家庭や園・学校、地域社会の中に習慣化・制度化されている偏見や差別に気づき、なくしていこうとする態度を培う。

4

誰もが自分らしく生き、一人ひとりが尊重される社会をめざし、性の多様性、セクシュアルマイノリティ^{*}などの課題へと発展させる。

ポイント

園

ジェンダー^{*}にとらわれない園づくりに努め、一人ひとりのよさや違いがその人らしさとして受け入れられる感性を育む。

小学校

ジェンダーにとらわれない学校環境や学級経営に努め、お互いを尊重し合える態度を育てる。

中学校

女性の人権に関する法令や制度について知るとともに、男女共同参画社会^{*}の実現に向けて、自ら変革していく態度を育てる。



次のようなことが私たちの生活の中にないか点検してみましょう。

- ☆ 色・服装・外見・趣味や好み等による偏見
- ☆ 固定的な性別役割分担意識を肯定しているような生活様式や考え方
- ☆ 祭りや宗教行事等での女性排除
- ☆ 不合理なしきたり・因習・伝統
- ☆ 非科学的で差別的な習慣
- ☆ 縦社会意識を抱きそうな風潮



子ども

「児童の権利に関する条約」^{*}の趣旨をふまえ、子どもの人権を保障し、権利行使の主体者として子どもを育むこと。

ねらい

- 1 すべての子どもは地域社会の中で適切な保護と支援のもと、安心して遊び、学び、参加できる権利があることに気づく。またその権利が侵害されている現実気づく。
- 2 子どもも権利の主体であることを認められてきた歴史に学ぶ。
- 3 「児童の権利に関する条約」などで示されている権利の実現のため、家庭、学校、地域の課題に対して自らが関わっていこうとする態度を培う。
- 4 子どもが幸せに暮らせる社会の実現に向けて、自らの権利を行使しようとする具体的な学びへと発展させる。

ポイント

園

安心できる居場所があること、自然や命あるものと触れ合う機会があること、自分のすべてを受け入れてくれる大人がいること、群れ遊ぶ仲間がいるなどの環境を整えることで、豊かな感性を育む。

小学校

人それぞれの違いに気づき、互いのよさを認める仲間づくりを進める中で、一人ひとりが大切にされ、仲間とともに成長する態度を育てる。

中学校

「児童の権利に関する条約」など子どもの人権に関する法令や制度について知り、身の回りの人権侵害を考える中で、世界中の子どもたちとの課題の接点をみつけ、自ら解決していこうとする態度を培う。



子どもの人権にかかわる視点

子どもの人権にかかわる視点は、人権文化に満ちた学校・園づくりのためにとても大切です。例えば、保育者・指導者と子どもの関係性、学校・園や学級の雰囲気、学習プロセスや方法など、これらの中に人権が息づいているかどうかということが問われなければなりません。

子どもを尊重し、子どもの思いを聞くことから始め、「わたしは大切にされているんだな。」と実感できる保育・教育環境を保障しましょう。

また、子どもの人権に関わっては、いじめの問題も大きな課題です。いじめの問題に対応するためには、自尊感情を高め、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、規範意識などの社会性、共感的人間関係を育成することが大切です。

高齡者

自らの将来像と照らしながら、一人ひとりが生き生きと充実した高齡期をすごすことができる社会の実現をめざすこと。

ねらい

- 1 生涯を通じて、人としての尊厳を失うことなく自分らしく幸せに暮らしたいという願いに気づく。また、その願いがかなえられにくい現実気づく。
- 2 年老いても安心して暮らすことができる社会をめざして取り組まれてきた法令や制度に学ぶとともに、その問題点について考える。
- 3 地域の高齡者とのふれあいを通して、高齡者の知恵や経験を学ぼうとする態度を培う。
- 4 高齡者問題について学びを深めるとともに、障がいのある人や患者、ホームレス等、そこから関連するさまざまな社会的弱者の問題へと発展させる。

ポイント

園

身近な高齡者とのかかわりからぬくもりや安心感を感じ、人の温かさや人を思いやることの大切さに気づくとともに豊かな感性を育む。

小学校

地域の高齡者との交流を通して、生活の知恵や人生の在り方について学び、尊厳を敬う気持ちをもって、ともに過ごそうとする態度を育てる。

中学校

高齡者の人権に関する法令や制度について知り、高齡者が一人の人間としての尊厳を失うことなく、活躍できるまちづくりに向けて行動しようとする態度を育てる。



高齡者との交流

高齡者が社会活動の中で積極的な役割を果たせる生きがいの場として、学校・園においても、子どもが高齡者とかかわる場をたくさんつくるのが大切です。その中で…

- (1) 「高齡者」というひとづくりではなく「〇〇さん」という一人の人として出会えるように工夫が必要です。
- (2) 施設訪問や福祉体験活動の中に、人権の視点を明確にします。自分らしく生きたいという願いとともに、現実とのギャップやその問題点にふれる学習を意識しましょう。まずは教師がその現実を知ることです。

目の前の子どもたちは、これからの社会を担う「未来の人々」です！

障がいのある人

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会をつくること。

ねらい

1 障がい及び障がいのある人に対する偏見や差別が、障がいのある人の平等な社会参加を阻んでいる現実気づく。

2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」までの歴史的・社会的背景を知るとともに、社会的障壁^{*}をなくしていく取り組みを知る。

3 園・学校の仲間や地域社会など身の周りの障がいを理由とする差別の問題に気づき、その社会的背景や現状に目を向け解決していこうとする態度を培う。

4 障がいを理由とする差別問題についての学びをもとに、高齢者や患者等、関連するさまざまな社会的弱者の差別問題へと発展させる。

ポイント

園

だれとでも自然にふれあえる保育環境をつくり、一人ひとりのよさや違いがその人らしさとして受け入れられる感性を育む。

小学校

社会的障壁をなくし、誰もが安心して生活できる環境づくりをしていこうとする態度を育てる。

中学校

障がいのある人の人権に関する法令や制度、社会的障壁について正しく理解し、誰もが暮らしやすい社会をめざして、主体的に関わろうとする態度を育てる。



Nothing about us, without us!

「われわれ抜きに、われわれのことを何も決めるな！」のスローガンのもとに、平成14年（2002年）より「障害者の権利に関する条約」の策定が始まりました。そこには、これまで当事者の声を抜きに、法律や政策が決められてきたことへの反省がありました。そして、平成18年（2006年）12月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」は採択されました。

日本国内では、平成23年（2011年）「障害者基本法」の改正がなされ、社会モデルの考えが示されました。これは、古くからある障がいの医学モデル（個人の身体能力や欠損が問題で、克服するのは本人と家族の責任とする考え）に変わる新しい障がいの考え方で、バリアのある社会環境が一部の人の参加を阻んでおり、そうした障壁をなくするのは社会全体の責任であるとするものです。その後、平成25年（2013年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、翌平成26年（2014年）には、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。そして、平成28年（2016年）4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この間、多くの当事者たちの権利獲得の闘いがあったことを、知っておかなければなりません。どの差別問題も、歴史的背景があり、差別と闘う人々の生きざまがあります。個別の課題について、より広範に見識を高め研鑽することが求められています。

同和問題 (部落問題)

差別の現実深く学ぶことを通して、自分自身の生き方を問い直し、人と豊かなつながりを求め、部落差別をなくしていこうとする態度を養うこと。

ねらい

1 部落差別の不合理・不当性を知るとともに、人々の心に深く根付いている差別意識の存在に気づく。

2 部落史学習を通して、差別と闘ってきた人々の姿に学ぶとともに、差別の解消に向けた取り組みが今日のすべての人権問題を解決していく推進力になっていることを知る。

3 差別を温存・助長している意識について学び、自らの生活や生き方を問い直し、差別をなくしていこうとする態度を培う。

4 部落問題学習を通して、社会生活のさまざまな場面に隠された差別や偏見を見抜く力を培い、誰もが尊重される社会の実現をめざそうとする学びに発展させる。

ポイント

園

周りの人の意見を受け入れながらも、疑問を持ったことについて自分で考えたり気持ちを伝えたりしながら行動できる力を育む。

小学校

身の回りにある不合理を見抜き行動する力をつけるとともに、部落差別の不合理性を認識する基礎を培う。

中学校

同和問題についての正しい理解や認識を培い、自分の課題としてとらえ解決しようとする態度を育てる。



教育・啓発の充実

同和問題については、教育・啓発や各種人権に関係する市民活動団体のさまざまな取り組みにより、多くの市民に一定の理解を得られるようになりましたが、意識調査では、現在、どのような課題があると思うかの問いに、「結婚問題で周囲の反対を受けること」「身元調査をされること」の順になっており、いまだに心理的差別が解消されていないことがうかがえます。

また、インターネット等により、特定の地域の名称や所在地の情報を流布する事例や、同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」も発生しています。

意識調査では、これら心理的差別の解消を含む、同和問題の解決のためにどのような取り組みが必要かの問いに、「正しい理解と認識を深めるための啓発を行うこと」「地域社会の中で、交流を通じてのまちづくりを進めること」「正しい理解と認識を深めるための学習会を行うこと」が多くなっています。

同和問題の早期解決をめざして、正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消することが必要であることから、今後も、人権尊重のまちづくりへの実践につながるよう、教育・啓発を充実することが求められています。

(甲賀市人権に関する総合計画より抜粋)

外国人

民族、人種、国籍、言語などが自分と異なる人々に関心を持ち、違いをよさとして認め合う多文化共生社会^{*}をつくること。

ねらい

1 自分の周りには、民族、人種、国籍をはじめ文化や習慣の異なる多様な人々がいることに気づくとともに、偏見や差別の現実を知る。

2 自分も含めたさまざまな民族、人種、国籍の人々が一緒に生活している歴史的・社会的背景を理解、認識する。

3 文化や習慣などの違いがあっても、交流し合い安心して暮らしていける仲間づくり・まちづくりを進めていこうとする態度を培う。

4 地域における多文化交流に関心を持つことを通して、共生に向けた具体的な学びへと発展させる。

ポイント

園

さまざまな国の友達と触れ合う活動を通して、違いに気づき認め合える態度を育てる。(しなやかな感性を育む)

小学校

さまざまな交流や体験を通して、自国や他国の文化・歴史・習慣を理解し、互いに尊重し合い、ともに生きようとする態度を育てる。

中学校

外国人が日本に住んでいる歴史的経緯や社会背景について知り、互いの文化を尊重し、共に協力し合える多文化共生社会をめざす態度を育てる。



多様性を尊重する人権教育

甲賀市の総人口に占める外国人の比率は平成 28 年（2016 年）8 月末で約 2.9%です。

平成 20 年（2008 年）までは増加傾向でしたが、経済危機以降一時的に急激な減少がみられ、その後はゆるやかな減少傾向から横ばいへと推移しています。アンケート調査結果（甲賀市多文化共生推進計画 平成 27 年 3 月）によると、生活で困っていることや不安に思っていることでは「仕事」36%に次いで、「日本語がよくわからないこと」が 35%を占めています。調査結果や社会情勢の変化により次のことが課題となっています。

- 外国人の障壁となっている日本語の学習機会の充実
- 多言語による表記の充実
- やさしい日本語による情報共有及び情報伝達の充実

こうした状況をふまえ、民族、人種、国籍、言語などが自分と異なる人々に関心を持ち、違いをよさとして認め合う多文化共生の社会の実現につながるような「多様性を尊重する人権教育」を推進することが重要です。

そのためには、学校・園に在籍する子どもや保護者の思いや願いを受けとめ、さまざまな交流や体験活動の企画や運営をしていくことが大切です。また、外国籍の子どもの生活や学習状況の実態を丁寧に把握し、指導内容や指導計画を策定することが必要です。

インターネットによる 人権侵害

インターネットを利用するルールやマナーを正しく理解し、ネット上でのコミュニケーションにおいて互いの人権を尊重し合うこと。

ねらい

1 ネット社会に存在する他人への誹謗中傷や差別の助長など、人権にかかる問題の現状を知る。

2 ネット社会におけるルールやマナー、法律があることを知り、それらを正しく理解、認識する。

3 ネット社会における危険を予測し、被害を予防する知識を身に付けるとともに、情報に関する自他の権利を尊重し、責任ある行動を取る態度を培う。

4 ネット社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取る態度へと発展させる。

ポイント

園

子どもの身近にあるパソコンやスマートフォン、ゲームなどに触れる際には約束を守って遊べるよう家庭とともに取り組む。

小学校

インターネットを使うルールやマナーを正しく理解し、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）を育むとともに、互いの人権を尊重し合う態度を育てる。

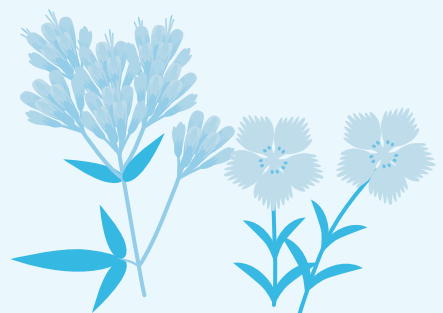
中学校

インターネット上の様々な情報には危険性があることを知り、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、互いの人権を尊重し合う態度を育てる。



ネット社会と人権

インターネット上の偏った情報、他人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする表現などにより、人権に関わる問題が発生しています。子どもたちにもパソコンやスマートフォン、ゲームなどを使って掲示板やSNS、チャットのやりとりの中で、いじめや悪質な書き込みなどによるさまざまな人権侵害が起こっています。インターネットを利用するルールやマナーに関する正しい理解を深めるとともに、インターネット上でのコミュニケーションで相手の人権を尊重する実践的な態度を育むことが今後ますます重要になってきます。



性の多様性

性の在り方は人それぞれ異なる。価値観や考え方の広がりをもって、さまざまな性の在り方に対応できる社会を築いていくこと。

ねらい

1 性の在り方は、さまざまであることを知り、セクシュアルマイノリティであることが社会的不利益や差別・偏見につながっている現実と、その不合理性に気づく。

2 セクシュアルマイノリティの人権を守るために立ち上がった人たちの活動を知ることを通して、自らのとらわれに気づくとともに、この問題の社会的背景を知る。

3 家庭や園・学校、地域社会の中に、習慣化・制度化されている偏見や差別に気づき、なくしていこうとする態度を培う。

4 性の多様性をはじめ、個人のアイデンティティを互いが認め合える社会、誰もが人として尊重され自分らしく生きていける社会をめざし、できることを考える学びへと発展させる。

ポイント

園

性の多様性を尊重し、一人ひとりのよさや違いがその人らしさとして受け入れられる感性を育む。

小学校

性の多様性を尊重する学校環境や学校経営に努め、一人の人としてお互いを尊重し合える態度を育てる。

中学校

セクシュアルマイノリティの子どもへの対応について知るとともに、性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、自ら変革していく態度を育てる。



誰もが安心できる学校

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）とは、同性愛や心と体の性が一致せず、性別に違和感を覚える人々や性同一性障害などの人々を言います。L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）の頭文字をとってLGBTと言うこともあります。

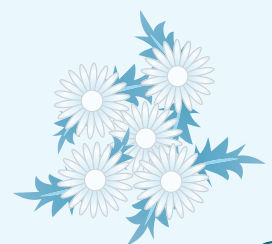
学校においてはセクシュアルマイノリティの子どもが、自分自身の在りようを否定することなく、安心していきいきと学校生活をおくることができるよう、次のような配慮が必要です。

（1）学校でセクシュアルマイノリティの子どもたちが困っていること

- ・制服、着替え、トイレ、持ち物、宿泊行事、名前の呼び方、男女別の授業、水泳の授業、身体測定、トイレ掃除の割り当て、アンケートの男女別欄 など

（2）安心して過ごせる学校をつくるためには

- ・学校生活の中で不必要な男女別をなくす。
- ・性の多様性やセクシュアルマイノリティの人権についての学習をする。
- ・当事者の子どもや保護者が相談しやすい環境をつくる。
- ・誰もが安心して自分らしさを出せる集団づくりを進める。



③その他のさまざまな人権問題について

アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。平成20年（2008年）6月、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。日本は決して単一民族・単一文化の国ではありません。先住民族や渡来人等の存在とそれらの人々に関わる歴史を正しく知る必要があります。

H I V感染者・ハンセン病元患者等

エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病元患者やその家族が、地域社会や職場から排除されたり、入園や入学を拒否されたり、プライバシーを侵害されたりするなどの差別が社会問題となっています。医学的な対応とともに、患者、元患者や家族に対して人権に関する配慮が欠かせません。私たちは、感染症についての正しい理解に努めるとともに、偏見や差別の意識を生んできた背景には、医学的に誤った知識や思い込みからくる過度の危機意識があることを知っておかなければなりません。

ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が発生しています。ホームレスのおかれている状況を理解し、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会への復帰に向けた支援を行うことの重要性を正しく認識することが大切です。

災害被害者

地震、水害など自然災害により被災した人々が差別されるなど、災害に起因する人権問題が発生しています。近年では、福島第一原子力発電所の事故により、避難した方々へのいじめや差別問題も起こっています。

差別や人権侵害は、災害の初期段階で発生します。そして、災害の影響が長引くほど、人権侵害の発生する危険が高まります。また、差別行為は自然災害が起こった場合に悪化し、差別に対して弱い立場にある者はますます弱い立場に置かれるようになります。特に、災害のために自宅や居住地から離れることを余儀なくされた被災者が危険にさらされます。一人ひとりが災害の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していく必要があります。

よりよい未来を子どもたちと切り拓くために！

上記以外にも、沖縄の人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致被害者、婚外子等さまざまな人権問題があります。そして、まだ誰も気づけていない問題、新たに発生してくる問題もあるでしょう。

しかし、「こんなにたくさんの人権問題があるのか、大変な時代だ、困ったことだ。」と悲観的になることはありません。これほどさまざまな問題が明らかになってきた背景には、同和教育・人権教育のこれまでの取組みが、人々の人権意識を高め、解決するための機関や制度の充実を推進する力となってきたことがあるからです。

私たちは、よりよい未来を子どもとともに切り拓くために、さらに前向きに取り組んでいきましょう。

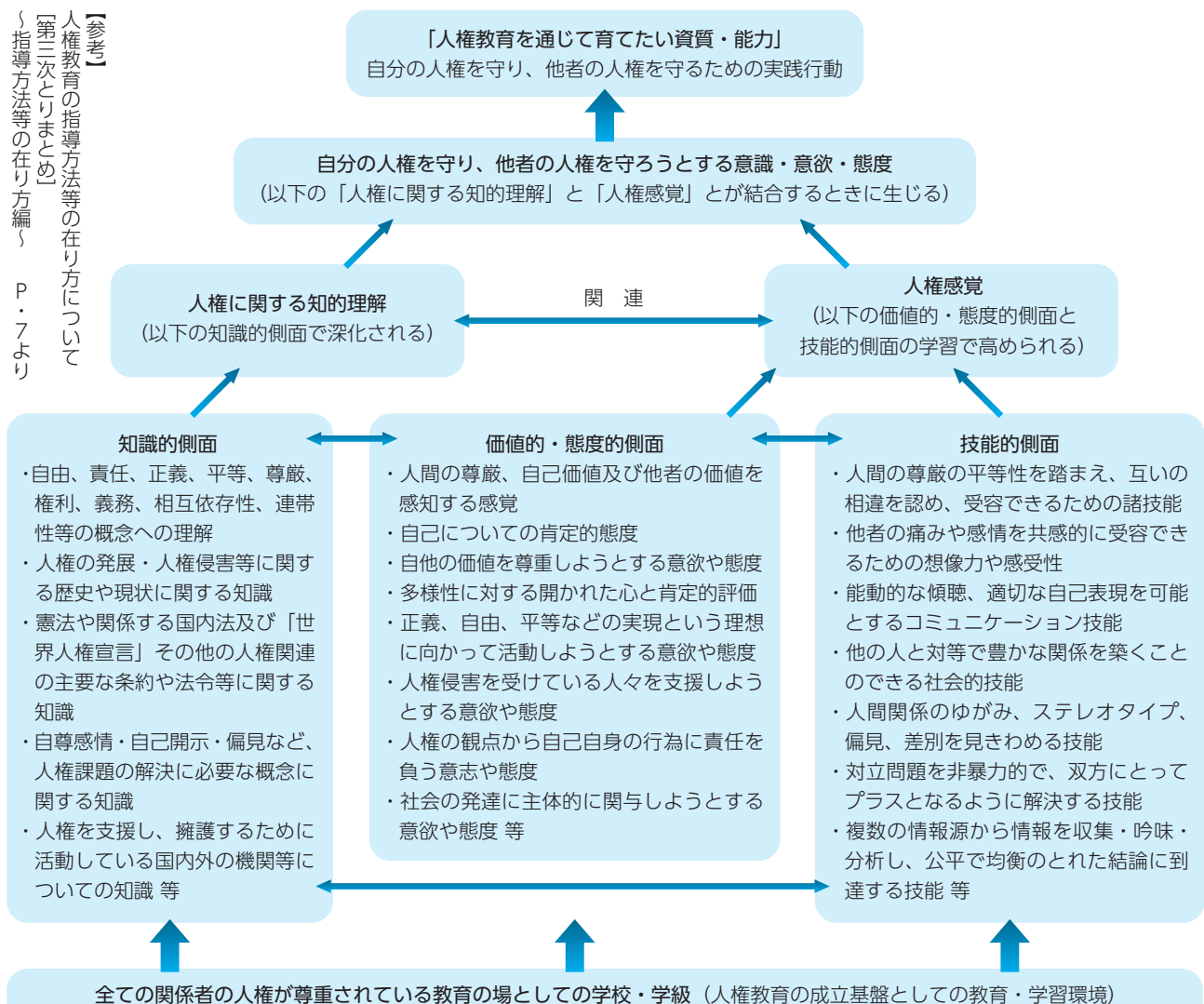


5 人権尊重の視点からの学校・園づくり

(1) 育てたい資質・能力

人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権に関する知識や人権感覚の健全な働き、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざします。文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」には、人権教育を通じて育てたい資質・能力として、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動をあげています。また、その実践行動を推進していくためには、人権に関する知的理解と人権感覚を育成していくことが大切であるとしています。さらに知的理解を促進するには、様々な知識的側面の学びが必要で、人権感覚を育成するためには、様々な価値的・態度的側面や技能的側面の学習が必要であるとしています。

各学校や園でのすべての実践の中で、上記の各側面の学びを積極的に展開することにより資質・能力を育てることが重要です。こうした資質・能力を育てる実践を通して、人権教育がめざす「人権を尊重する人間を育てること」「本来もっている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること」「人と人とが豊かにつながり、共に生きること」の三つの目標に迫りたいと考えます。



(2) 子どもを見る視点

人とよりよくかかわりたい、自分の力を思う存分発揮したいと、子どもたちは願っています。しかし、さまざまなつまづきや、取り巻く厳しい環境によってその願いがかなえられにくい現状があります。また、おとなは、子どもの示す現象だけにとらわれて固定的な見方に陥ってしまいがちです。

今、大切なことは、その子のくらしを見つめ、背景を適切にとらまえることです。個人や家庭に責任を押しつけて終わるのではない分析が必要です。そして、その子の立場からの可能性を引き出し、成長への手がかりを見つけていくことです。



子ども一人ひとりの課題は、社会問題と密接につながっています。社会変革へと向かう教育実践が今後ますます重要です。

下の図は、子どもが命を輝かせて生きていくことができるようにするための視点を表しています。

- 保育者、指導者が悩む子どものさまざまな状況例
- 保育者、指導者が、子どもを成長へと導く視点
- 子どもが一生涯、命を輝かせて生きていくために必要な力のキーワード

整理整頓ができない
そうじをしない
仕事や役割をさぼる

朝食を食べていない
好き嫌が多い
姿勢が保持できない

一つのことをしつこく聞く
何でもかんでも口応えする

自立する

何でも「ムリ」と言う
楽な方へ流されやすい
集中が続かない

自分のもちあじを大切にし、
可能性を伸ばす

判断する

情報・こと・ものとのかかわりから学び、
社会の仕組みや世界を見通す視点を持つ

自分の気持ちを語れない
表情が乏しい
よい子を演じる

【背景】

- ・周囲の大人の過干渉またはネグレクト傾向
- ・自分に自信が持てない
- ・承認体験の不足

表現する

「聴くこと」を主眼におき、
人と豊かにかかわる力を身につける

成長への手がかり

- ・「心の居場所」としての関係づくりをすすめる
- ・その子のもちあじを大切にする
- ・大人の理想を押しつけない

選択する

「心の居場所」のある
集団・環境づくりをすすめる

人の話が聞けない
自分の話だけきいてほしい

体験する

人とのかかわりを通して
さまざまな人の思いや願いを受け止める

あいさつができない
すぐ泣く
キレる
大人を怒らせるようなかかわりをする

人とうまく関われない
気の合う友達としかしゃべらない
日本語がわからない

目立つものを持ってくる
忘れ物が多い
ものを粗末にする

交流する

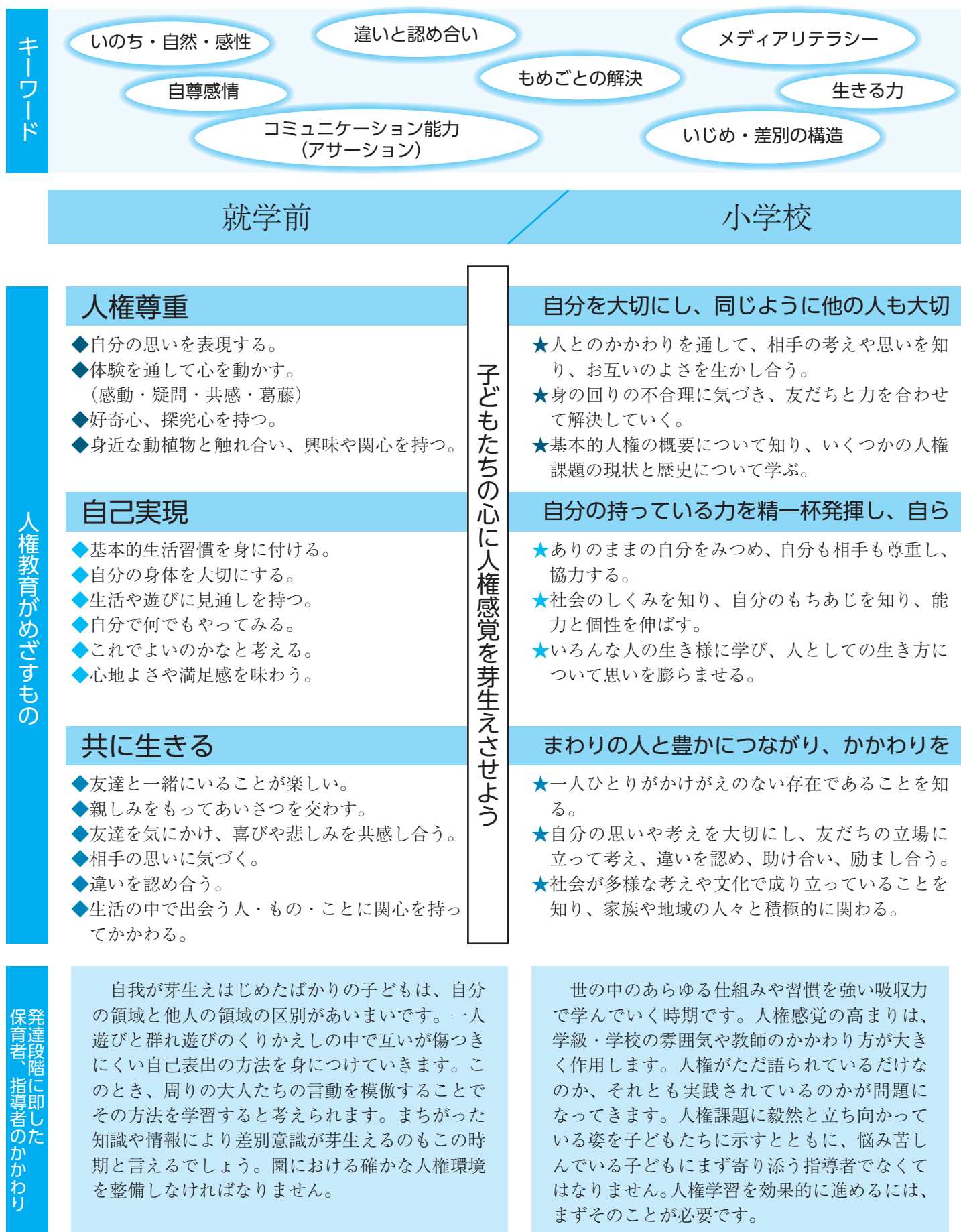
いのち

自己実現

共に生きる

(3) 発達段階に応じた人権教育・保育の視点

①人権教育・保育系統表



子どもたちの心に人権感覚を芽生えさせよう

発達段階に即した
保育者、指導者のかかわり

勤労観・職業観

自分らしい生き方
(エンパワメント)

人権尊重のまちづくり

中学校

未来へ

にできる人

- 人権獲得の歴史から差別と闘ってきた人々の生きざまに共感し、自らの生き方を考えようとする。
- さまざまな人権問題の現状と課題を知り、その解消に向けて主体的・実践的に行動する。
- 差別を許さず、差別を見抜く感性と、さまざまな人の思いや願いを共感的に受けとめる技能を持ち、人権を尊重しようとする。

の夢に向かって努力する人

- 長所・短所など、ありのままの自分自身を受け入れ、その存在が周囲とともにかけがえないものであることを実感する。
- 自らの尊厳と権利の主体者としての実感を持ち、自身の生き方を自分で決めていけるようにする。
- 自分の適性をふまえつつ、自己の可能性を伸ばそうとする。
- 情報における他者や社会との関わりを理解し自他の利益や世の中の利益に役立つ使い方ができる。

もって生きようとする人

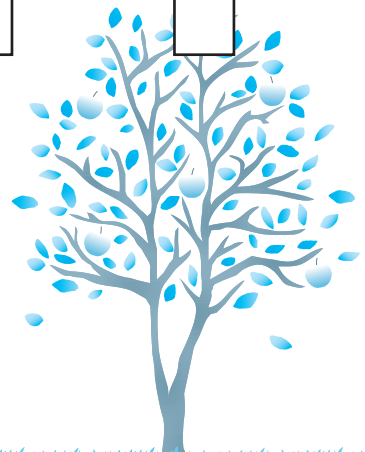
- 個々の違いに気づき、認め合い、肯定することで、すべての人と豊かにつながろうとする。
- 人間の尊厳を確信し、自他の気持ちや人権の大切さを知り、対等な関係をつくるために自らが実践しようとする。
- コミュニケーション能力を伸ばし、すべての人を大切にする表現を身に付けるとともに、異なる考えについては、話し合いによって、解決しようとする。

いろいろな人権問題に気づき自己決定しながら生きよう

家庭・地域に人権文化を創造しよう

人権の学びを通じて仲間とともに伸びよう

物事を批判的・論理的に考え、大人社会の矛盾や不合理を鋭く指摘する時期です。人権学習は、ややもすると心情に訴える内容が重視されがちですが、法令や制度、手続き、そのための機関を知り、論理的に人権問題を解決する手法を身に付けることが重要となります。また、身の回りの人権問題に具体的に関わっていけるようになる態度と実践的な学習が求められています。



②就学前における人権教育



めざす姿

人権尊重

- ☆自分の思いを表現する。
- ☆体験を通して心を動かす。
(感動・疑問・共感・葛藤)
- ☆好奇心、探究心を持つ。
- ☆身近な動植物と触れ合い、
興味や関心を持つ。

自己実現

- ☆基本的生活習慣を身に付ける。
- ☆自分の身体を大切にする。
- ☆生活や遊びに見通しを持つ。
- ☆自分で何でもやってみる。
- ☆これでよいのかなと考える。
- ☆心地よさや満足感を味わう。

共に生きる

- ☆友達と一緒にいることが楽しい。
- ☆親しみをもってあいさつを交わす。
- ☆友達を気かけ、喜びや悲しみを共感し合う。
- ☆相手の思いに気づく。
- ☆違いを認め合う。
- ☆生活の中で出会う人・もの・ことに関心を持ってかかわる。



大切にしたい視点

- ❁ 子どものありのままの姿を受けとめ、共に過ごす中で、子どもらが自ら育つ力を尊重し愛情と信頼を持って保育する。
- ❁ 自力では解決できない一人ひとりの課題に寄り添い、子どもが幸せに生きる権利を保障する取り組みを進める。
- ❁ 保護者の思いに寄り添いながら、子育ての喜びや不安、悩み等を受けとめ、信頼関係を築いていく。
- ❁ 家庭・地域・学校・園や関係機関との連携を深め、それぞれの独自性と共通性を理解し、一貫した人権教育の実践と相互の交流、研修に努める。
- ❁ 保育者は、子どもの人権感覚に影響を与える存在であることを自覚し、自らの人権感覚を磨き、自己変革に努める。さらに、家庭や地域にも教育・啓発していく。
- ❁ 多様な家庭環境や子どもを取りまく複雑な社会環境の中で、一人ひとりに合わせたかかわりや配慮をする。

つきたい力（人権教育を通じて育てたい資質・能力）

年 齢	重点目標	重点目標の具体的視点		
		人権尊重	自己実現	共に生きる
おおむね 6ヶ月未満 ～ 1歳3ヶ月	愛着関係	●安心できる環境のもとで、見る、聞く、触れるなど、感覚を豊かにする。	●食欲、排泄、睡眠などの生理的欲求が満たされて、心地よさを感じる。 ●抱かれたり、あやされたり、語られたりして、安心して過ごす。	●安心できる保育者との触れ合いを心地よく感じる。
おおむね 1歳3ヶ月 ～ 2歳未満	安心 居心地	●身の回りのものに関心や好奇心を持ち、探索活動を十分に楽しむ。	●食事、排泄、睡眠などの基本的な生活のリズムを身に付けていく。 ●自分の意思や要求など自己主張が満たされ、情緒が安定する。	●安心できる保育者の見守りの中で、身近な人や物に関心を持つ。 ●泣いたり、笑ったり、身振りや喃語で思いを伝え、受けとめられて安心する。
おおむね 2歳	自己表出	●生活や遊びの中で自然物や身の回りのものに触れ、探索意識を十分に満たす。	●安心できる保育者と一緒に、簡単な身の回りのことを自分でできる喜びを感じる。	●保育者や友達と一緒に過ごす楽しさを味わう。
おおむね 3歳	かかわりの芽生え	●保育者との信頼関係の中で、自分の気持ちや考えを安心して表す。 ●見たり触れたりして身近なものや自然に親しむ。	●基本的な生活習慣を身に付けようとする。 ●自分がしたい遊びを見つけて、喜んで遊ぶ。	●保育者を仲立ちとして友達とかかわり、一緒にいることや同じ遊びをすることを楽しむ。
おおむね 4歳	かかわりの深まり	●身近な出来事に心を動かし、感じたことや思ったことを、自分なりの方法で表現する。 ●身近な動植物や自然に親しみ生命や触れ合うことのぬくもりに気づく。	●経験を重ねながら、日常生活に必要な習慣や態度を身に付けていく。 ●自分がしたい遊びを見つけて、じっくりと遊ぶ。	●友達と一緒に遊んだり生活したりする中で、大人の支えがあることで、自分の気持ちに向き合い、相手の思いに気づく。
おおむね 5歳	共 感	●身近な出来事に心を動かし、感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で表現する。 ●身近な動植物と触れ合う中で、温かな感情が芽生え、生命の大切さを感じる。	●社会生活に必要な習慣や態度を身につけ、見通しを持って行動する。 ●様々な活動に興味や関心を持ち、やってみようとする。 ●自分の体に興味や関心を持ち、自分の体を大切に	●不安や我慢といった葛藤を経験したり、その気持ちを周りの大人に共感してもらったりしながら、自分や相手の気持ちがわかるようになる。
おおむね 6歳	受 容 自 信	●心が動く体験を通して探究心を持って活動する。 ●身近な動植物と触れ合う中で、いたわりの気持ちを持ち、大切にする。	●社会生活に必要な習慣や態度が身に付き、自信を持って行動する。 ●様々な活動に取り組み、達成感や満足感を味わう。 ●周りの人から大切にしてもらっていることを感じる。	●友達のいろいろな考えや思いに気づき、お互いに認め合おうとする。 ●遊びや生活を共にすすめていく中で、友達関係が深まるようになる。

補 足

上記の年齢別重点目標は、保育所保育指針および幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の6領域に基づいている。人権教育の重点目標は一人ひとりの子どもの成長に応じ、日常生活すべての中で、柔軟かつ適切に指導する。

▶各領域とのかかわり

健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

③小学校における人権教育

めざす姿

人権尊重

- ☆人とかかわりを通して、相手の考えや思いを知り、お互いのよさを生かしあう。
- ☆身の回りの不合理に気づき、友だちと力を合わせて解決していく。
- ☆基本的人権の概要について知り、いくつかの人権課題の現状と歴史について学ぶ。

自己実現

- ☆ありのままの自分をみつめ、自分も相手も尊重し、協力する。
- ☆社会のしくみを知り、自分のもちあじを知り、能力と個性を伸ばす。
- ☆いろんな人の生き様に学び、人としての生き方について思いを膨らませる。

共に生きる

- ☆一人ひとりがかけがえのない存在であることを知る。
- ☆自分の思いや考えを大切にし、友だちの立場に立って考え、違いを認め、助け合い、励まし合う。
- ☆社会が多様な考えや文化で成り立っていることを知り、家族や地域の人々と積極的にかかわる。

大切にしたい視点

- ❁ 子どもの実態・課題からスタートし、自らの問題に気づいていけるような人権学習プログラムづくりに心がける。
- ❁ 結果ではなく、取り組みの過程を重視した学び合いを展開し、自分のため人のため地域のため社会のために活躍できる力を育てる。
- ❁ 子どものことばに耳を傾けたり子どもと対話したりすることを通して、子どもも大人も一人の人間としてたてよこ編み目状につながり合える人間関係づくりを意識する。
- ❁ 家庭・地域・学校・園や関係機関との連携を通して、子どもの深い内面や背景となる生活をとらえ、ありのままの子どもの姿を受け入れるとともに、子ども一人ひとりの成長と進路の保障を図る。
- ❁ 一人ひとりの子どもが、誇りを持って生きられる環境づくりに努める。
➡ 環境づくりにとって大切にしなければいけないものとして、人（指導者・仲間・職員）、もの（施設・設備・教材）、システム（規則・枠組み・方法）があげられる。
- ❁ 学校生活の中で子どもたちが行える運営や活動について、自主的に計画・実践する機会を大切にし、子どもたちの権利を認めるとともに、可能性を広げられるよう支援を行う。

つきたい力（人権教育を通じて育てたい資質・能力）

		人権尊重	自己実現	共に生きる
1・2年	知識的側面	●だれもが大切にされ、自分の役割を果たすことが大切だとわかる。	●自分の生活や成長には、家族など多くの人々の支えがあることがわかる。	●高齢者や障がいのある人など、さまざまな人々とともに暮らしていることがわかる。
	価値的・態度的側面	●家族や友だちから大切にしてもらっていることを実感する。 ●困っている人を助けようとする。 ●生命あるものを大切にしようとする。	●自分の好きなことや嫌いなことを周りの人に話そうとする。	●身近な人と力を合わせて何かをすることの心地よさを感じている。 ●さまざまな人と親しみを持って関わろうとしている。
	技能的側面	●身近な人が困っていることを感じ取る。	●自分がいやなことや困っていることを、身近な人に伝える。	●自分の思いや考えを伝えたり、他の人の思いや考えを聴いたりする。
3・4年	知識的側面	●権利、義務の概念を学年に応じて理解する。	●学校や地域における自分の役割について、理解する。	●バリアフリーについて理解する。 ●高齢者や障がいのある人も暮らしやすくするための仕組みを知る。
	価値的・態度的側面	●自分や身近な人が大切にされるべきだという思いを持っている。 ●仲間外れや、いじめを受けている身近な人を助けようとする。	●自分の長所や短所を肯定的に受けとめようとする。	●身近な人の気持ちに共感し、相手の立場を考えて行動しようとする。
	技能的側面	●人間関係のゆがみやいじめを見抜く。 ●身近な人の気持ちや痛みを自分事として受けとめる。	●人から聞いた話について、自分の中で整理したり、批判を加えたりしてから自分のものにする。 ●自分が納得できないことを、周りの人に伝える。	●対立する問題を、強引な手立てを使わずに解決する。 ●他の人の思いや考えに関心を寄せながら、自分の思いや考えを伝えたり、聴いたりする。
5・6年	知識的側面	●憲法にいう基本的人権の概要について知る。 ●部落差別やアイヌ民族・外国にルーツのある人、性別などへの差別の歴史や現状について理解する。	●さまざまな職業について、学ぶことを通して、社会のために自分の力を発揮することの大切さを理解する。	●障がいのある人や外国にルーツのある人と共に暮らす市や国の取組について理解する。 ●ユニバーサルデザインの概念を理解する。
	価値的・態度的側面	●自分や身近な人の人権が、それぞれ尊重されるべきだという思いを持っている。 ●人権侵害を受けている身近な人に手を差し伸べようとする。	●自分の長所や短所を含めた、ありのままの自分を肯定的に受けとめようとする。	●多様な考えや個性、社会的背景のある人とともに、自分が集団を構成することに意義や喜びを感じている。
	技能的側面	●人間関係のゆがみ、偏見、差別を見ぬく。 ●他の人の気持ちや痛みを共感的に受けとめる。	●情報を集めて検討し、自他の利益のためにバランスのとれた誰もが納得するような結論を導き出す。	●対立する問題を双方に配慮して強引な手立てを使わずに解決する。 ●他の人の思いや考えを大切にしながら、自分の思いや考えを伝えたり、聴いたりする。

④中学校における人権教育

めざす姿

人権尊重

- ☆人権獲得の歴史から差別と闘ってきた人々の生きざまに共感し、自らの生き方を考えようとする。
- ☆さまざまな人権問題の現状と課題を知り、その解消に向けて主体的・実践的に行動する。
- ☆差別を許さず、差別を見抜く感性と、さまざまな人の思いや願いを共感的に受けとめる技能を持ち、人権を尊重しようとする。

自己実現

- ☆長所・短所など、ありのままの自分自身を受け入れ、その存在が周囲とともにかけがえのないものであることを実感する。
- ☆自らの尊厳と権利の主体者としての実感を持ち、自身の生き方を自分で決めていけるようにする。
- ☆自分の適性をふまえつつ、自己の可能性を伸ばそうとする。
- ☆情報における他者や社会との関わりを理解し他の利益や世の中の利益に役立つ使い方ができる。

共に生きる

- ☆個々の違いに気づき、認め合い、肯定することで、すべての人と豊かにつながろうとする。
- ☆人間の尊厳を確信し、自他の気持ちや人権の大切さを知り、対等な関係をつくるために、自らが実践しようとする。
- ☆コミュニケーション能力を伸ばし、すべての人を大切にする表現を身に付けるとともに、異なる考えについては、話し合いによって、解決しようとする。

大切にしたい視点

- ❖ 生徒は、それぞれ権利の主体を持った人間であることを認識し、聞くこと（傾聴）に主眼をおいた対話、生徒のありのままの姿（もちあじ）を大切にしたかかわりを重視する。
- ❖ 一人ひとりの背景をふまえつつ、生徒が言葉でうまく伝えられなくても、言葉やしぐさ・雰囲気などから、相手の思いを受けとめた理解に努め、生徒の内面から湧き上がる、自主性を導くためのかかわりを追求する。
- ❖ あらゆる場面において、さまざまな差別を見抜き、自己的人権を守り他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が育つよう、系統的・継続的な取り組みと点検・評価を行う。
- ❖ 生徒の持つ課題について、校内および関係機関とチームプレイで対応し、家庭訪問をするなど保護者の思いや家庭状況を十分に受けとめて、互いに役割を担い子どもの生活と学びを支え、意欲を引き出すためのかかわりを進める。
- ❖ 指導者自らが一人の人間として、あらゆる人権問題に関心を持ち、自己の問題としてとらえ、日常的に知的理解を深め人権感覚を磨き、自己変革を図っていく。
- ❖ 自己実現を図るため、家庭・地域・学校・園や関係機関との連携を深め、それぞれの独自性と共通性を理解し、一貫した人権教育の実践と相互の交流、研修に努める。

つけたい力（人権教育を通じて育てたい資質・能力）

		人権尊重	自己実現	共に生きる
1年	知識的側面	●差別やいじめの構造・偏見・ねたみ意識など、人権課題を解消していく上で必要な概念を理解する。	●自分が周囲を支えたり、支えてもらったりしていることがわかる。	●個々の違いに気づき、相手の立場に立って考えることを知る。 ●全ての人を肯定的にとらえ、ともに社会で生きる手立てを知る。
	価値的・態度的側面	●人権侵害を受けている人々の気持ちに寄り添い支援しようとする。	●ありのままの自分自身を見つめ、その存在が価値あるものだ実感する。	●多様な考えに対し、心を開き豊かにつながろうとする意欲を持つ。
	技能的側面	●人間関係のゆがみや偏見を見極め、身近な不合理に気づく。	●相手の話を聞き、自分の思いを相手に伝える。 ●複数の情報を適切に読み解き、有益なものを取捨選択する。	●他者の痛みや感情を共感的に受け止める。 ●コミュニケーション能力を伸ばし、さまざまな人々に豊かにかかわる。
2年	知識的側面	●人権侵害や人権獲得の歴史から差別とたたかった人たちの生きざまを知る。	●自分の適性を生かした職業について知る。 ●他者とつながり互いに学びを深めていくことの大切さがわかる。	●差別の不合理さを知り、他者と豊かにつながる社会のあり方を理解する。
	価値的・態度的側面	●人権尊重の精神を持ち、自分を大切にし、同じように他者を大切にしようとする。 ●差別を解消するために自分にできる課題を明らかにする。	●自己を肯定的にとらえ、自分の可能性を伸ばそうとする。	●人間の尊厳を確信し、自他を大切にする中で、対等な関係を築こうとする。
	技能的側面	●他者の痛みや思いを共感的に受けとめる。	●相手の話を聞き、自分の思いを伝え、互いの思いを受けとめる。 ●一つの意見に偏らず、さまざまな視点から情報を発信・受信する。	●人それぞれの考えや個性、もちあじを認め、すべての人を大切にする表現を考え、人と豊かにつながっていく。
3年	知識的側面	●憲法や世界人権宣言などをより所として、自由・平等・責任・正義・義務・権利等の概念を理解する。 ●さまざまな人権問題の現状と課題を知る。（女性・子ども・障がいのある人・部落・外国人・性の多様性・アイヌの人々などへの差別、インターネットによる人権侵害）	●自分が周囲とともに存在し、社会を形成していく一員として、自立して生きていく大切さを知る。	●人権を保障するための活動や、取組機関について知る。
	価値的・態度的側面	●差別解消と人権尊重の実現に向け、主体的に関わっていこうとする気持ちや態度を持つ。 ●全ての人をかけがえのない人間としてとらえ、自らの生き方を追求する。	●自分の適性を知り、進路を切り拓く中で、自分の生き方を考える。 ●内面から湧き上がる意志により自己判断・自己決定し、自ら主体的に生活しようとする。	●人権が脅かされている人を支援しようとする気持ちを持ち、実践しようとする。
	技能的側面	●想像力や感受性を持って、人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め受容する。	●他者とともに問題（課題）解決へ向けて協働的に取り組む。	●対立的問題を非暴力的に解決する。

⑤部落史・部落問題学習 系統表

テーマ	◎学習の概要		
	【社会科単元名（小）】		【社会科単元名（中）】
	●ねらい		
	●社会科・部落史に関わる資料・学習内容（小）	●社会科・部落史に関わる資料・学習内容（中）	●他教科等に関する資料・学習内容
①差別の始まり 中世	◎制度化されるまでに民衆の意識の中に不合理な排除意識が芽生えていたこと ◎差別されていた人々が民衆文化を担い支えていたこと		
	【足利義政が建てた銀閣】		【室町時代の文化とその広がり】
	●庭園、能や狂言などの創造や発展には、差別されていた人々が寄与していたことを知る。		
	●鹿苑日録（又四郎の話、周鱗の言葉） ●銀閣寺の庭園 ●龍安寺の石庭 ●狂言、能	●河原者がつくり出した優れた技術や文化 ●けがれ意識	●タッチ遊び ●清掃センターの仕事
②差別の制度化 近世前期	◎これまでの民衆の不合理な排除意識を利用して差別が制度化されたこと ◎差別されていた人々がたくましく生き抜き高い技術を磨いていった生き方		
	【大阪城と豊臣秀吉】		【天下統一と近世社会の基礎づくり】
	●全国の人々を支配するため兵農分離を行い、身分と職業の固定化を進めたことを知る。 ●検地・刀狩・身分統制令により、封建制度の立て直しがはかられたことを知る。		
	【人々のくらしと身分】		【江戸時代の百姓と町人】
	●身分制度を利用して、武士が支配体制を固めていったことを知る。 ●差別されていた人々が、さまざまな仕事(役負担)をしながら、たくましく生き抜いたことを知る。		
	【新しい学問・蘭学】		【江戸時代後期の学問と文化】
	●差別されていた人々が、高い技術や知識を持ち、社会の重要な役割を果たしていたことを知る。		
	●南王子村の人口変化のグラフ ●解剖図(解体新書)(理科教科書)(東医宝鑑) ●差別されていた人々の携わった仕事 ●蘭学事始(杉田玄白の話－虎松祖父) ●腑分けの想像図 ●形影夜話(杉田玄白の話)	●近世日本の人口構造 ●豊かになる人々と身分制のひきしめ ●雪駄づくり	●差別・いじめの構造 ●職業観(すべての職業が社会に役立っている)(自己実現・誇り)
③差別のゆらぎと強化 近世後期	◎封建制度のひきしめのために武士がさまざまな差別政策をとったこと ◎差別されていた人々が自らの誇りと生活を守るために立ち上がった姿		
	【国学の発展と新しい時代への動き】		【幕府政治の改革と農村の変化】 【ゆらぐ幕府の支配】
	●打ちこわしや百姓一揆の増加にともない、武士が身分の引き締めを図ったことを知る。 ●封建社会における身分制度の不合理性を理解し、人間としての誇りを失わず自らが立ち上がった人々の思いに共感し、その生き方に学ぶ。		
	●岡山藩侯約令、別段御触書、嘆願書(洪染め一揆) ●天保義民	●差別の撤回を求めた人々 ●嘆願書(洪染め一揆) ●大塩平八郎の乱	●差別・いじめの構造 ●いじめと傍観者 ●反差別行動(声を上げる必要性)(行動に移す必要性)(協力する必要性)

④ 残された差別 近代前期	◎差別をする制度はなくなったが、差別をなくす方策がとられず、社会の中に差別が残されたこと ◎「解放令」が反差別の闘いのよりどころとなったこと		
	【明治の新しい世の中】 【明治維新】 ●「解放令」により、制度的には差別がなくなったこと、明治政府が積極的に差別をなくす政策を行わなかったことを知る。 ●「解放令」が、自らの解放に向かうきっかけになったことを共感的にとらえる。		
	● 賤民制廃止令（解放令） ● 「喜びで迎えられた解放令」道後温泉の差別等「解放令」以降の差別の実態 ● 「解放令」反対騒擾一覧 ● 田中正造の話 ● 祭礼への参加から自由民権運動へ	● 身分制にかかわる政策 ● 解放令・四民平等・部落差別 ● 日本で最初の公害反対運動（田中正造） ● 山本作兵衛の炭坑記録画	

「解放令」：明治時代の最高官庁である太政官によって1871年8月28日に公布された法令で、正式な名称でなく、太政官布告と言われるもの。

⑤ 立ち上がった人々 近代後期	◎民衆の中に民主主義の気運が高まってきたこと ◎個人の尊厳と平等な社会をめざして立ち上がった人々の姿		
	【生活や社会の変化】 【社会運動のひろがり】 ● 第一次世界大戦の社会の矛盾・不公正からさまざまな社会運動が起こり、被差別部落の人々もそれらの運動と関わりながら、水平社を創立したことを知る。 ● 被差別部落の人々が自ら解放に向かって運動を起こしていった心情や、水平社設立や「宣言」にこめられた願いに共感する。		
	● ある差別されてきた人の手紙（明治時代の差別の実態） ● 水平社創立大会ピラ ● 全国水平社創立大会の「宣言」 ● 「人間は尊敬するものだ」（西光、難波のエピソード） ● 「田中正月さんの証言」など創立大会参加者のエピソード	● 全国水平社創立大会の「宣言」 ● 西光万吉 ● 差別とのたたかいを訴える山田孝野次郎 ● 米騒動の広がり	● 「人間解放の願いを込めて」 ● 「三月三日の風」

⑥ 差別をなくすために 現代	◎部落差別の解消に向けてさまざまな取り組みがすすめられてきたこと ◎「あらゆる差別のない明るく住みよいまちづくり」のために自らができること		
	【民主主義による国をめざして】 【天下統一と近世社会の基礎づくり】 ● 基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法が制定され、人権尊重の時代が始まったことを知る。 ● 部落解放運動や同和对策審議会答申にもとづいて、部落差別解消のための取り組みがすすめられたことを知る。		
	【これからの日本を考えよう】 【国際化する世界と日本】 ● 今なお残されている部落差別の現実を知る。 ● 差別をなくすために取り組んできた人々の生き方に学び、部落問題解決への展望を持つ。 ● あらゆる差別のない、明るく住みよいまちづくりのために、自らができることに気づき、行動する。 ● さまざまな人権問題を捉え、差別を見抜き、それを許さない態度が差別のない社会を実現していくことを押さえ、人権尊重の社会づくりの一員となる意欲を持つ。		
	● 昭和30年の教科書、昭和36年の物価表 ● 「今日も机にあの子がいない」の写真 ● 「教科書をタダにする会」の活動読み物・写真 ● 憲法26条 ● 手紙「夕やけがうつくしい」	● 日本国憲法 ● 同和对策事業（教育・就労・生活） ● 就職差別 結婚差別 ● 人権擁護施策推進法 ● 人権教育・啓発推進法 ● 子どもの権利条約 ● 「部落差別をなくそう」 ● 「一人でも多くの人に伝えたい」 ● 部落差別の解消の推進に関する法律	● 「さちこちゃんの誕生会」 ● 「もうひとふんばり、結婚差別」 ● 「ふるさと」 ● 「伝えていないひとつのこと」 ● 「話してくれてありがとう」 ● 「なまえをかいだ〜吉田一子さん」 ● ねたみ意識 ● 自然解消論 ● 違いのちがひ ● 権利のピラミッド



資 料



甲賀市人権尊重のまちづくり条例

甲賀市人権尊重の都市宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針

在日韓国・朝鮮人児童生徒にかかわる就学事務等の取扱いについて

外国人児童生徒に関する指導指針

人権に関わる主な国際条約と日本国内の法整備

用語解説

甲賀市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 20 日 条例第 196 号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市長の諮問に応じて重要事項を調査し、審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

甲賀市人権尊重の都市宣言^{まち}

わたしたち甲賀市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえない人生をより幸せに暮らせることを願っています。

しかしながら、社会は今なお人権侵害があとをたたないのが現実です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念に基づき、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない「あふれる愛」と希望に満ちた都市^{まち}を築くため、ここに緑豊かなふるさと甲賀市を「人権尊重の都市^{まち}」とすることを宣言します。

平成 17 年（2005 年）12 月 19 日

甲賀市

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

平成 27 年 4 月 30 日 27 文科初児生第 3 号

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成 15 年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成 22 年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成 26 年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

記

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

(医療機関との連携について)

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。
- ## 2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実
- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
 - 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
 - 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
 - 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

<別紙> 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項 目	学校における支援の事例
服 装	• 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	• 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更 衣 室	• 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
ト イ レ	• 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼 称 の 工 夫	• 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 • 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	• 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	• 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 • 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	• 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	• 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針

滋賀県教育委員会
平成9年5月

はじめに

21世紀を目前にして国際化が進む中で、すべての人々が共に生き、共に発展していく社会を創造することは人類共通の願いである。また、人はみな、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であって、いかなる差別もなく、法の下に平等な権利を有している。これは、人類普遍の原理でもある。

本県の各学校においては、人権尊重の精神に基づき、個性と人格の尊重を基盤に、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間形成を目指すとともに、外国の文化や伝統を尊重し、外国の人々と協調する態度を身に付け、国際社会の中で信頼される人間の育成が推進されているところである。

人権尊重の教育については、差別の不合理を明確に把握し、人権尊重の精神を具現する実践的態度にまで高める取組みを進めるとともに、学校の教育活動を通じて、同和問題をはじめ、障害者問題、在日外国人問題、男女平等の問題等あらゆる人権問題に目を向け、その課題解決のための教育活動を積極的におし進めているところである。

しかしながら、在日外国人の中でも多くを占める在日韓国・朝鮮人については、近代以降の日本と朝鮮半島をめぐる歴史的経緯の下で生み出されてきた民族的偏見や差別が根強く存在している。このことが、児童生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や態度に影響を与えるとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒にとっても自ら本名を名乗れないまま生活を送らざるを得ない状況をもたらしている。

これらの課題を解決するためには、児童生徒が在日韓国・朝鮮人問題を正しく理解し、偏見や差別をなくすように努めるとともに、すべての児童生徒が互いに理解を深め、人権を尊重し合うとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう指導に努めることが大切である。

1. 在日韓国・朝鮮人児童生徒が、我が国の学校に在籍している歴史的な経緯や社会的な背景を正しく認識させる。

現在、我が国で暮らす韓国・朝鮮人の多くは、1910年の韓国併合後の植民地政策によって土地を奪われ、祖国を離れ、日本に住むことを余儀なくされた人々とその二世、三世、四世である。

1945年の第二次世界大戦の終結によって、在日韓国・朝鮮人の中には、帰国した人々もあったが、約68万人の人々が祖国に生活基盤がえられない等の理由で我が国に引き続き在住せざるを得なくなり、その結果、多くの児童生徒が日本の学校で学ぶようになったことなど、歴史的な事実をしっかりと認識させることが大切である。

現在、韓国・朝鮮人の多くが日本に居住している事実は、日本の植民地政策の結果である。こうした人々の多くは、戦後も民族の文化や歴史等を学ぶ機会が少なく、また、就職等で様々な差別を受けたりしたために、自分の母国や民族を隠したりして、本名が名乗りにくい状況にある。

このような中で、児童生徒が在日韓国・朝鮮人についての正しい知識を身に付け、理解を深めることは、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくしていく上できわめて重要なことである。

2. 朝鮮半島の文化や歴史についての理解を深め、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくすことに努め、人権尊重の精神と豊かな国際感覚を備えた人間の育成に努める。

朝鮮半島は、古代から現在に至るまで我が国と最もかかわりの深い地域のひとつである。古くから日本に多くの影響をあたえ、農耕や青銅器等の技術の他、漢字、仏教、儒教なども渡来人によって伝えられ、我が

国の文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

県内にも、朝鮮半島から渡来し、優れた技術をもたらした人々の足跡を知ることができる遺物が多くあり、また、朝鮮半島とのつながりを示す地名も各地に残っている。これらのことをはじめとして、中世から現代における日本と韓国・朝鮮の政治、経済、文化等の関係についても正しく理解させることが大切である。

また、すべての児童生徒が朝鮮半島の文化や歴史を学ぶことによって、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくしていくことが重要である。

日本社会に存在する外国人に対する差別意識の背景には、異質なものを排除しようとする日本人の意識がある。今後、国際化がますます進む中で教育に求められるのは、異なる価値観や行動様式への理解と受容の精神であり、民族の違いをこえて相互に人間として尊重し合う、豊かな人間性と国際感覚を備えた児童生徒の育成である。

朝鮮半島の文化や歴史への理解を深め、生活や習慣の相違を認め合うとともに互いに尊重し合う態度を育てることが大切である。このことによって、国際社会の中で信頼される人間として成長することになる。

3. 在日韓国・朝鮮人児童生徒の把握に努めるとともに、これらの児童生徒が偏見や差別に打ち勝ち、自らの誇りと自覚をもち、力強く生き抜くよう指導に努める。

本県には、現在、約 7,700 人の在日韓国・朝鮮の人々が在住しており、ほとんどの児童生徒は県内の公立学校に在籍している。また、一部の児童生徒は民族学校へ通学している状況にある。

各学校においては、在日韓国・朝鮮人の児童生徒のおかれている状況の把握に努め、その理解を深めるとともに、これらの児童生徒が自らの誇りと自覚を高めることができるよう、教育活動全般にわたって適切な指導を行うことが必要である。そのためには、特に児童生徒が互いの人権を尊重し、相互の存在を認め合い、共に学ぶ温かい仲間づくりができるよう指導に努めることが大切である。

なお、本県の学校にも少ない数ではあるが本名で通学している児童生徒がいる。在日韓国・朝鮮人児童生徒が、自らの誇りと自覚の上に立って、本名を使用することは有意義なことである。

その際、本人および保護者の意向や考え方を十分尊重することが大切であり、また、他の児童生徒にもそれが理解できるよう、きめ細かな配慮が必要である。

特に、在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を進めるに当たっては、すべての児童生徒が、習慣や文化の違いをこえて、互いに相手の立場を認め合い、共に生きていくことの大切さを学べるよう日頃の教育実践に努めることが重要である。

4. 在日韓国・朝鮮人児童生徒が将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう進路指導の充実に努める。

各学校においては、在日韓国・朝鮮人児童生徒一人ひとりが、学習への意欲を高め、目的意識を持って主体的に学習する態度を育てることが必要である。また、在日韓国・朝鮮人児童生徒が日本社会における偏見や差別を克服し、自己実現が図れるよう進路指導の充実に努めることが大切である。

今日、在日韓国・朝鮮人生徒の就職については、平等の精神にのっとり人権意識の高揚や国家間の相互依存関係の進展、さらには社会の国際化等を反映して、改善されている面も見受けられるが、まだ完全に門戸が開かれているとはいえない状況にある。

この現実を踏まえ、各学校においては、学級担任や進路指導担当教員を中心に在日韓国・朝鮮人の雇用、就職問題等について研修を深めるとともに、公共職業安定所や企業等とのより緊密な連携に努めることが重要である。

5. 在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を一層深めるために、教職員研修を充実させ、教職員の指導力の向上を図る。

在日韓国・朝鮮人問題については、教職員自らがその重要性を認識し、朝鮮半島の文化や歴史に対する正しい理解を深めるとともに、韓国・朝鮮人が我が国に居住するにいたった歴史的経緯をしっかりと認識することが大切である。また、自ら研鑽に努め、人権尊重の精神を基盤に、在日韓国・朝鮮人に対する差別を許さない態度を形成していくことが重要である。

各学校においては、在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を適切に行うため、指導内容や方法等について教職員研修の一層の充実に努めることが大切である。また、必要な資料や研究図書の収集、教材の開発等を行い、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。

在日韓国・朝鮮人児童生徒に関わる就学事務等の取扱いについて

滋賀県教育委員会事務局学校教育課

1. 在日韓国・朝鮮人児童生徒の公立学校への受入れについて

平成3年1月30日の文部省初等中等局長通知「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について（通知）」（「文初高第69号」参照）によって、すべての市町村教育委員会においては、公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国・朝鮮人児童生徒がその機会を逸することのないよう、学校教育法施行令第5条第1項の就学予定者に相当する年齢の在日韓国・朝鮮人児童生徒の保護者に対して、入学に関する事項を記載した案内を発給することとなっている。

また、このことは、在日韓国・朝鮮人以外の日本人に居住する日本国籍を有しない者についても、同様の取扱いをすることになっている。

2. 在日韓国・朝鮮人児童生徒氏名の指導要録への記入について

児童生徒指導要録の記入および取扱いについては、小・中学校においては「小学校児童指導要録記入の手引き」「中学校指導要録記入の手引き」に明示されているとおりであるが、「学籍の記録」については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初および異動の生じたときに記入することになっている。

高等学校については、「滋賀県高等学校生徒指導要録（様式・記入上の注意・取扱い上の注意）」において、原則として住民票の記載に基づき記入することとなっているが、中学校から送付される「指導要録の抄本」または「指導要録の原本の写し」に基づき記入するものとする。

（1）児童生徒の氏名

小・中学校 学齢簿に記載されているとおりに記入する。

高等学校 原則として「指導要録の抄本」または「指導要録の原本の写し」の記載に基づき記入する。

※通称名を持つ児童生徒については、便宜上、本名の下に括弧書きで記入する。

（2）氏名のふりがな

氏名のふりがなは、できるだけ母国語に近い読み方で記入する。

3. 卒業証書の記入について

卒業証書は、卒業証書授与台帳（卒業証書授与録）により作成され、卒業証書授与台帳（卒業証書授与録）には、児童生徒指導要録に基づいて本名が記載される。したがって、卒業証書には、原則として本名を記入することになるが、卒業式での呼称も含めて、保護者や本人とよく相談し合って、ただ単に形式的に扱わないように十分配慮する必要がある。

外国人児童生徒に関する指導指針

滋賀県教育委員会
平成 17 年(2005 年) 7 月

はじめに

今日の社会は、情報化が進む中で、経済、文化等のさまざまな面で国際交流が進展し、日本と世界の国々との関係は一段と緊密になっている。

このように、国際化が進展する中で、絶えず国際社会に生きているという広い視野を持つことは、ますます重要となっている。また、国際化の進展は、人と人との相互理解・相互交流も促進しており、その意味で、教育の果たす役割はますます重要なものとなっている。

日本においては、平成 2 年(1990 年)に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、本県に在住する外国人も南米国籍の日系人を中心に急激に増加している。

平成 16 年(2004 年) 9 月の文部科学省の調査によれば、県内在住のブラジルやペルーをはじめとする日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍比率は、全国的にみても高くなっている。

これらの外国人児童生徒については、日本の生活習慣や学校生活に円滑に適応したり、教科の学習を行ううえで必要な日本語能力の速やかな習得を図るため、効果的な日本語指導等を行うことが必要となっている。

県教育委員会は、すべての児童生徒が国際化の進展に対応できる広い視野を持ち、互いを認め合い、ともに生きようとする資質や能力を育成するため、ここに「外国人児童生徒に関する指導指針」を作成する。

1. 国際理解教育の推進

国際理解教育においては、すべての児童生徒が、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を持ち、外国人の有する文化に対する理解を深めたり、異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていくことができるよう、支援していく必要がある。また、互いの人格を認め合い、励まし合って生きていく態度を育成することが重要である。

このことから、外国人児童生徒を含むすべての児童生徒に対し、人間の尊厳を大切にした教育を推進するとともに、豊かな人間性や国際感覚をはぐくみ、自己のあり方に自信を持ち、豊かに生きていくことができるよう、支援することが大切である。

国際理解教育の推進にあたっては、市町教育委員会と連携を図りながら、個々の児童生徒の実態を十分把握し、一部の教職員に偏ることなく、全校による指導体制の確立に努めることが大切である。

一方、外国人児童生徒においては、日本語能力が不十分であったり、生活習慣の違いがあることなどから人間関係がうまくいかないことや、学校の授業が十分に理解できないこともある。

このようなことから、在籍する外国人児童生徒には、日本語の指導や学校生活への適応指導について配慮することが重要である。

そのため、県教育委員会としては、これまでも日本語指導が必要な外国人児童生徒への対応として、非常勤講師の派遣や加配教員の配置を行ってきたところである。各学校においては、教科に関する学習内容については、個に応じた指導内容となるよう、指導方法の工夫に努めることが大切である。

また、児童生徒や保護者の状況に応じて、日本語が理解できる外国人児童生徒の保護者や母語を使用することのできる地域の人材等の協力を得ることも大切である。

2. 進路指導の充実

外国人児童生徒の進路指導については、本人およびその保護者に日本の教育制度についての理解を図る必要がある。進路選択に必要な情報を提供し、それぞれの児童生徒が将来への展望を持ち、自らの生活設計について考えることができるよう、十分に進路相談等を行うことが大切である。

また、外国人児童生徒一人ひとりが、目的意識を持って主体的に学習する態度を育てるために、受入れ時の段階から、滞日予定期間を踏まえての将来への展望、保護者の考え等の把握に努め、外国人児童生徒の進路指導の充実に努めることが大切である。

さらに、日ごろから教職員が外国人児童生徒との意思疎通を図り、本人およびその保護者の願いや悩み等の掌握に努めるとともに、小・中学校、高等学校等が連携を図り、指導することが重要である。

3. 教職員研修の充実

外国人児童生徒への指導を充実するためには、それぞれの教職員が外国人児童生徒に対する認識を深め、指導に関する資質を向上させることが必要である。

また、外国人児童生徒とのかかわりを深め、その保護者との連携を密にとることなどを通して、それぞれの外国人児童生徒を取り巻く状況を十分に把握することが大切である。

外国人児童生徒に関する全校的な指導を適切に行うために、指導内容や指導方法等についての校内研修や授業研究を計画的に実施するとともに、指導に必要な資料や研究図書の収集と活用に努めることが大切である。

また、文部科学省の「就学ガイドブック」や県教育委員会の「架け橋（学校連絡文書の翻訳集）」および「外国人児童生徒教育実践事例集」を活用した研修に努めることも必要である。

さらに、必要に応じて、母語を使用することのできる地域の人材等の協力を得て、外国人児童生徒への日本語指導や学力向上、生活適応指導等に関する教職員の指導力の向上に努めることも大切である。

人権に関わる主な国際条約と日本国内の法整備

	世 界	国 内
S 20(1945)	国際連合憲章 ユネスコ憲章	
S 21(1946)		日本国憲法
S 23(1948)	世界人権宣言（国連）	民法改正
S 26(1951)	難民条約	
S 27(1952)	婦人参政権に関する条約	
S 35(1960)		身体障害者の雇用の促進等に関する法律
S 40(1965)	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	同和対策審議会答申（同対審答申）
S 41(1966)	国際人権規約	
S 42(1967)	難民の地位に関する条約	
S 44(1969)		同和対策事業特別措置法（同対法）
S 54(1979)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
S 55(1980)		犯罪被害者等給付金支給法
S 56(1981)	国際障害者年	
S 57(1982)		地域改善対策特別措置法（地対法）
S 61(1986)	国際平和年	男女雇用機会均等法
S 62(1987)		地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）
H元(1989)	児童の権利に関する条約 発展の権利宣言	出入国管理及び難民認定法の一部改正 エイズ予防法
H 2 (1990)	教育世界宣言、国際識字年	
H 3 (1991)	こどものための世界宣言	育児・介護休業法
H 4 (1992)	国民的または種族的、宗教的及び言語的少数者に属するものの権利に関する宣言	
H 5 (1993)	世界の先住民のための国際年 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 国連・障害者の十年	障害者福祉基本法

	世 界	国 内
H 6 (1994)		ハートビル法 男女雇用機会均等法の改正
H 7 (1995)	人権教育のための国連 10 年	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画 育児・介護休業法、高齢社会対策基本法
H 8 (1996)	貧困撲滅のための国際年	人権擁護施策推進法 らい予防法の廃止に関する法律 交通バリアフリー法
H 9 (1997)		アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
H11 (1999)	最悪の形態の児童労働条約 国際高齢者年	男女共同参画社会基本法
H12 (2000)	平和の文化のための国際年	児童虐待防止法 出入国管理及び難民認定法の一部改正 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
H14 (2002)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ホームレス自立支援法
H15 (2003)	国連識字の 10 年 [万人のための教育]	個人情報保護法・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
H16 (2004)		犯罪被害者等基本法
H17 (2005)	国連「人権教育のための世界計画」(第 1 段階) 障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)	発達障害者支援法 高齢者虐待防止法
H18 (2006)		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法) 障害者自立支援法
H19 (2007)	先住民族の権利に関する国連宣言	児童虐待防止法改正
H21 (2009)	国際和解年	ハンセン病問題基本法
H22 (2010)	国連「人権教育のための世界計画」(第 2 段階)	
H23 (2011)		障害者虐待防止法 人権教育・啓発に関する基本計画一部変更
H25 (2013)		いじめ防止対策推進法
H26 (2014)		子どもの貧困対策の推進に関する法律
H27 (2015)	国連「人権教育のための世界計画」(第 3 段階)	
H28 (2016)		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律



用語解説

人権文化「a universal culture of human rights（人権という普遍的文化）」(P.6)

すべての人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性・感性の両面から理解を深めるとともに、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重するという行動様式が社会の隅々まで浸透している状況。

自尊感情「self-esteem（セルフエスティーム）」(P.10)

長所も短所も含めて自分をかけがえのない存在、価値ある存在と覚えること。自己有用感とも訳されている。

エンパワメント「empowerment」(P.12)

自分らしい生き方の一つ。個人や集団が自らの生活への統御感を獲得し、組織的、社会的、構造に外部的な影響を与えるようになることであると定義される。日本では能力開化や権限付与とも言う。エンパワメントの考え方は、保健医療福祉、教育、企業などでも広く用いられており、広義のエンパワメント（湧活）とは、人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させることと定義されている。

アサーション「assertion」(P.13)

より良い人間関係を構築するためのコミュニケーションスキルの一つ。「人は誰でも自分の意見や要求を表明する権利がある」との立場に基づく適切な自己主張のこと。

セクシュアルマイノリティ「sexual minority」(P.15)

セクシュアルマイノリティとは、現在の社会のなかで多くの人々が「これが当たり前」とか「こうあるべき」だと思われている「性のあり方」に当てはまらない人たちのことを指す総称。

わたしたちの社会の中には「性のあり方」をめぐる、さまざまな性別・役割規範がある。それは「この社会には男と女しかいない、そしてそれは身体の性別で生まれつき定められている」ということや、「人は誰も異性を好きになるものだ」というものである。これらの規範からはずれている人たちに対して、「良くない」「そうあるべきでない」「自然でない」などといったレッテルを貼り、それによりセクシュアルマイノリティの人たちは生きづらさを感じている。

「性のあり方」の考え方は、個人の尊厳に根本的に関わってくる問題として、目を向ける姿勢が大切である。

ジェンダー「gender」(P.15)

男らしさ、女らしさなどに代表される社会的、文化的につくられた性のありようをジェンダーといい、生物学的な性（セックス）と区別して用いる。

男女共同参画社会 (P.15)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。「男女共同参画社会基本法」(1999 年公布) より

児童の権利に関する条約 (P.16)

1989 年(平成元年)の国連総会で採択された条約。18 歳未満すべての人を対象とし、差別の禁止、生存・発達の権利、子どもの最善の利益を優先すること、意見表明権や表現の自由、教育への権利、虐待や放任からの保護、プライバシーの保護など、子どもの幅広い権利を認めている。わが国では 1994 年(平成 6 年)に批准。

社会的障壁 (P.18)

障害者基本法(2 条 2)によると、「社会的障壁」とは「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その 他一切のもの」を言う。

- ＜例＞
1. 物理的な障壁（交通機関、建築物等における）
 2. 制度的な障壁（資格制限等における）
 3. 文化・情報面の障壁（点字や手話サービスの欠如における）
 4. 意識上の障壁（心の壁など）

多文化共生社会 (P.20)

民族、人種、国籍、言動などに関わらず、すべての人が一人の人として尊重され、多様な文化が共存し人々が理解しあう調和した社会のこと。

【引用・参考文献】

- | | |
|--|---------------------------|
| 『人権教育推進プラン』『人権教育推進プラン<改訂版>』 | 滋賀県教育委員会 |
| 『子どもが輝くとき PART2』 | 滋賀県教育委員会 |
| 『同和施策・人権施策の法整備流れ図』 | 滋賀県教育委員会 |
| 『道標～学校・園における人権教育基底プラン』 | 甲賀市教育委員会 水口ブロック人権・同和教育主任会 |
| 『こうかの人権・同和教育～甲賀町校園人権・同和教育基本プラン～』 | 甲賀町教育委員会 |
| 『甲南町人権教育実践事例集』 | 甲南町教育委員会 |
| 『つちやまの同和教育 同和教育に関する基底プラン』 | 土山町教育委員会 |
| 『信楽町学校・園の人権・同和教育指針』 | 信楽町教育委員会 |
| 『解説と実践 人権教育のための世界プログラム』 | 平沢安政（解放出版社） |
| 『人権ブックレット 49 今人権教育が変わる』 | 森 実（解放出版社） |
| 『部落問題・人権事典』 | 部落解放・人権研究所（解放出版社） |
| 『多様性トレーニングガイド』『エンパワメントと人権』 | 森田ゆり（解放出版社） |
| 『平成 28 年度 4 月 1 日から障害者差別解消法がスタートします（パンフレット）』 | 内閣府 |
| 『じんけんスキルブック』 | 兵庫県人権・同和教育研究協議会 |
| 『人事労務用語辞典』 | （日本の人事部） |
| 『人権尊重をしているからしているへ』 | 2016 甲賀市人権啓発教材集 |
| 『アサーションの心』 | 平木典子（朝日新聞出版） |
| 『カウンセラーのための心理学人名辞典ブログ』 | （ウォルビ心理学人名辞典） |
| 『子どもの自尊感情をどう育てるか』 | 近藤 卓（ほんの森出版） |



おわりに

甲賀市では、2007年3月に策定した「甲賀の人権教育基底プラン」をもとに、学校・園における人権教育の系統的・継続的・発展的な取り組みを推進してきました。

「甲賀の人権教育基底プラン改訂版」では、改定の重点として、普遍的な視点からのアプローチの内容の中から「自尊感情」「自分らしい生き方」「コミュニケーション能力」について、取り組む意義とねらい・ポイントをまとめました。また、人権尊重の視点からの学校・園づくりを通して育てたい資質・能力について、それぞれの段階におけるつきたい力を示しました。

子どもたちが一人ひとり本来持っている力を最大限に発揮し、互いに認め合い、誰もが幸せを感じる人権文化を根付かせる未来の担い手となってくれるよう、人権教育を進めていきたいと思っています。

策定および改訂に関わっていただいた先生方や関係者の皆様、大変ありがとうございました。